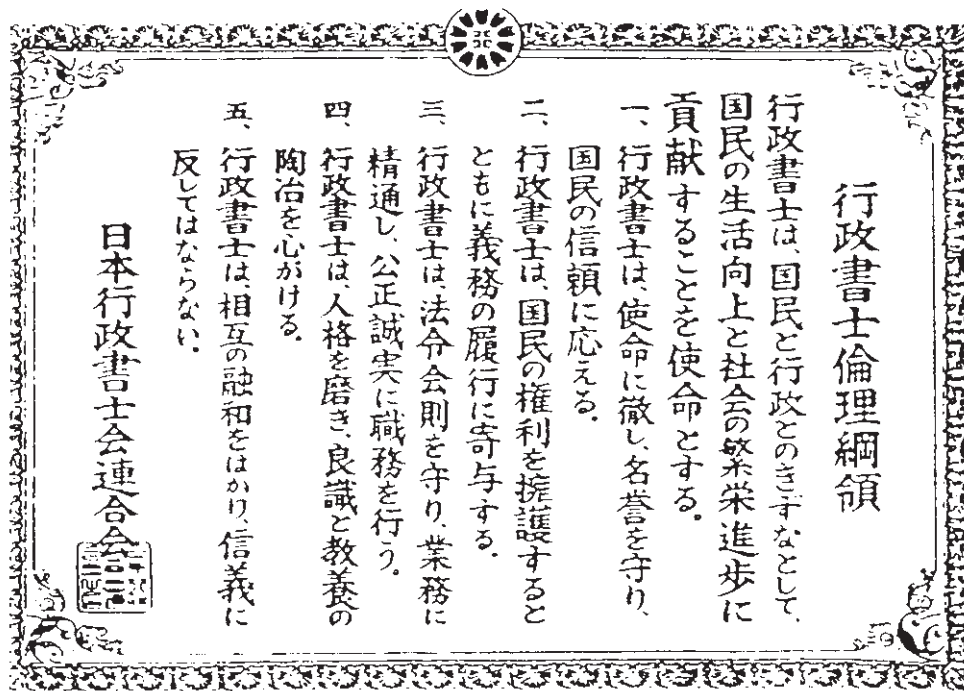


行政書士 かがわ

平成27年7月 第83号



香川県行政書士会



行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄・進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに、義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



目 次

会長あいさつ …………… 1	平成27年度 東讃支部 定時総会議事録 …… 29
副会長あいさつ …………… 2	平成27年度 高松支部 定時総会議事録 …… 30
会長退任のあいさつ …………… 4	平成27年度 中讃支部 定時総会議事録 …… 33
平成27年度 定時総会議事録 …………… 5	平成27年度 西讃支部 定時総会議事録 …… 36
平成27年度 新役員名簿 …………… 16	平成27年度
本会だより	日本行政書士会連合会定時総会報告 …… 38
理事会報告 …………… 19	ADR 認証取得記念式典開催報告 …… 39
総務部 …………… 22	行政書士ADRセンター香川について …… 40
経理部 …………… 22	コスモスかがわ …… 48
企画開発部 …………… 23	会議・研修等 出席者による報告 …… 50
業務研修部 …………… 23	お知らせ（受信文書） …… 58
広報部 …………… 23	日行連よりの業務資料 …… 66
監察部 …………… 24	会員異動 …… 70
行政書士ADRセンター香川 …… 24	新入会員の紹介 …… 71
各支部だより	香川県行政書士会会務日誌 …… 73
東讃支部 …………… 27	香川県行政書士政治連盟だより
高松支部 …………… 27	会長あいさつ …… 75
中讃支部 …………… 28	平成27年度 定期大会議事録 …… 76
西讃支部 …………… 28	入局ごあいさつ …… 79

会長あいさつ



香川県行政書士会
会長 岩城 隆文

先般の定時総会において会長に選任されました岩城隆文です。

まず、会員の皆様には、日頃より会務の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度は役員および委員の過半数が入れ替わっており、会務の経験という面では未熟なところもあるかと思いますが、全役員一丸となって頑張りたいと考えています。

ところで、昨年度は行政書士法の一部改正が成立し、これを受けて行政不服申立に係る手続きの代理を行う「特定行政書士」の法定研修が7月から9月にかけて行われます。この法改正は、日本行政書士会連合会および日本行政書士政治連盟が懸命に働きかけ、議員立法により成立した法改正であり、この「特定行政書士」の制度を進展させる意味において、できるだけ多くの受講者があることを望んでおりました。しかしながら、香川会においては、現時点で受講申込者が21名しかなく、会員数に対する申し込み率は他県に比べて低いものとなっており、次回の研修申し込みに期待しているところであります。

一方、ADRにつきましては、ADR委員会の奮闘および前執行部の理解により今年3月10日に法務大臣より認証通知書が交付され、今年度より運営が開始されます。そこで、調停人養成研修等の実施と併せて、県民の皆さまに「行政書士ADRセンター香川」の存在と利用のメリットを知ってもらうためのPR活動を行いたいと考えております。

また、平成29年より実施されます、「自動車登録の電子申請」、いわゆるOSSですが、香川会としては、その推進を関係機関へ働きかけるとともに、会員が業務として参入できるよう研修を実施する予定です。

さらに、現執行部での見直し事案としては、研修制度の見直しを考えております。今年度での実施は時間的に無理かもしれませんが、遅くとも来年度には、単発の研修ではなく、テーマを絞って初級から上級までをカバーする研修制度を創設したいと考えております。この新たな研修制度の創設に際しましては、規則の変更も必要となりますので、理事会および部会において慎重かつ十分に審議するとともに、会員の皆さまのご意見も広くお聞きしたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

以上、簡単ではございますが、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

副会長あいさつ

副会長 横 関 賢 二

この度、平成27年度定時総会において、岩城隆文新会長の指名により業務研修部・企画開発部担当副会長に就任することとなった中讃支部の横関賢二です。

会長を補佐し、二つの担当部をまとめていくという重責を担うこととなり、身の引き締まる思いです。

役員に関しては2年間のブランクがあり、久しぶりの復帰ですのでプレッシャーもあります。就任したからには、新会長の運営方針の下、担当職務に全力を尽くす覚悟です。何卒よろしく願いいたします。

さて、私は現在、会員のための研修体制や新業務の掘り起し等の活動が岐路に立っているように感じております。はたして今のままでいいのか？もっとできることはないのか？この思いは、過去に業務研修部や企画開発部に所属していた時から感じていましたが、力不足もあり思うような方向性が出ていませんでした。

このことは岩城新会長も同様に感じており、新体制での業務研修体制と企画開発部の位置づけを見直す作業を早速指示されているところです。幸いにも、業務研修部・企画開発部ともに素晴らしいメンバーが揃いましたので過去にできなかったことが、今回は必ず出来るのではないかと感じております。

もちろん、今年度は総会の承認を受けた事業計画を実施することが最優先ですが、それと同時に業務体制の見直し作業を進めていき、来年度以降会員の皆様に具体的な案を提示できるよう取り組んでいきたいと思っております。

任期中に結果を出せるよう精一杯努力することをお誓いし、会員の皆様のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

副会長 竹 内 良 一

会員の皆様、こんにちは。

私、平成27年度定時総会において副会長に選任され、一期2年間、総務・経理担当の副会長を務めさせて頂くことになりました。

私、過去における本会の執行部役員としての経験は、僅かに総務部長を一期2年間務めたのみであり、この副会長の職責の重さに鑑みれば、経験不足であることは否めません。

しかし、選任をお受けし副会長に就任しました以上は、係る経験不足は精励努力にて補い、副会長としての職責を全うする所存でございます。会員の皆様には、ご指導ご鞭撻を、さらにはご協力のほど、宜しくお願い申し上げます。

ところで、本会は、会員の品位を保持しその業務の改善進歩を図るため会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とし、この目的達成のために各部がそれぞれ所要の事業を行う

とされております。ここで、これら各部が行う事業を含む本会の全ての施策は、その結果が須らく会員の利益に帰するものでなければなりません。したがって、万一、これに反する、あるいは損ねるような施策があるとすれば、これを看過することなく、必要に応じて改善しなければなりません。

そこで、経験の少ない視点からではありますが、総務・経理の立場から、本会の会務全般を鳥瞰し、改善すべき施策があればこれを改善すべく、会長以下全役員のご協力を仰ぎながら適切な改善策を講じ、以て会員の利益拡大に少しでも寄与できるよう頑張りたいと思っております。

以上、副会長就任に際してのご挨拶とさせていただきます。

副会長 入江宏幸

平成27年度定時総会において、副会長を拝命いたしました西讃支部所属の入江宏幸です。香川県行政書士会のさらなる発展のため、会員の皆様のご支援、ご鞭撻を賜り、岩城会長のもと一丸となって、粉骨砕身精励いたす所存でございます。

役員職務分担も決まり、広報部と監察部、ADRセンターを担当させていただくことになりました。各部門とも、部長、部員を中心に会員皆様のご協力をいただきながら、総会でご承認いただいた事業計画、予算にそって会務を進めたいと思います。

行政書士制度ができて65年、今日までの諸先輩の労苦により行政書士制度が築き上げられました。しかしながら、行政書士を取り巻く環境は、ますます複雑、多様化し、求められる役割もますます大きく、その責任も重要になっております。行政書士法第一条にある「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、あわせて、国民の利便に資する」という目的のために、地域住民の生活や活動に資する公共的使命を果たすことが、県民に寄り添う行政書士として、制度を発展的に継承できるのではないのでしょうか。

どうぞ、本会発展のため、役員一同一致協力して、会務及び業務の執行に努めますので、皆様に重ねてのご指導、ご鞭撻をよろしく申し上げます。

最後に、皆様のご健勝とご多幸を祈念し、就任の挨拶といたします。

会長退任のあいさつ

松 本 修

会員の皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

私は平成27年度香川県行政書士会定時総会をもちまして会長の任期を終了いたしました。2期4年間にわたり皆様の温かいご支援のもと会長職を務めることができました。心よりお礼を申し上げます。

また、日行連理事も6月18日、19日の二日間の総会終了をもちまして役目を終えることが出来ました。全国単位会の会長さんとも親しく、多方面にわたりご指導いただいたことで、少し人間的に成長できたと思います。

今後は、行政書士として、「県民市民に寄り添う街の法律家」を目指し、頑張りたいと考えています。今まで同様のご厚情を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の今後のご健勝とご多幸をご祈念申し上げお礼の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。



香川県行政書士会 平成27年度 定時総会議事録

日 時 平成27年5月23日（土） 午後2時00分～午後6時37分
場 所 高松市木太町2191-1 高松国際ホテル 本館2階讃岐の間
司会：総務部長 藪内哲也

1. 来賓入場

2. 開会の言葉

藪内哲也総務部長の司会により石川秀幸副会長が開会の辞を述べ、ここに、平成27年度香川県行政書士会定時総会を開会した。

3. 物故会員に対して黙祷

物故会員4名

4. 会長表彰

表彰対象者10名

福岡淳会員、森元真由美会員、渡辺春美会員、大森唯志会員、吉井幸子会員、
入江宏幸会員、山田總子会員、福井あつみ会員、濱田幸子会員、白坂正明会員

5. 新入会員紹介

平成26年度入会者17名、平成27年4月1日～5月1日入会者7名

6. 会長挨拶

7. 来賓紹介

香川県知事	浜田 恵造 様（代理 副知事 天雲 俊夫様）
日本行政書士会連合会会長	北山 孝次 様（代理 専務理事 中西 豊様）
高松市長	大西 秀人 様（代理 副市長 加藤 昭彦様）
香川県議会議員	高城 宗幸 様
香川県弁護士会副会長	松本 龍太 様
香川県不動産鑑定士協会副会長	鈴木 祐司 様
四国税理士会香川県支部連合会会長	平尾 泰宏 様
香川県社会保険労務士会会長	大谷 義雄 様
香川県行政書士会相談役	渡邊 敏雄 様、植松 豊 様、川田 卓弘 様
コスモス成年後見サポートセンター香川県支部支部長	石河 光典 様

8. 来賓祝辞

香川県知事	浜田 恵造 様（代理 副知事 天雲俊夫様）
高松市長	大西 秀人 様（代理 副市長 加藤昭彦様）
衆議院議員	大野敬太郎 様

9. 来賓退場

10. 議長団の選出

司会者から、議事の進行上、香川県行政書士会会則第23条の規定に基づく議長及び副議長の選出方法について議場に諮ったところ「司会者一任」との発言により、他に異議がなかったため、司会者は、議長に高松支部森和夫会員、副議長に高松支部西川勝秀会員を指名した。議長と副議長は、就任の挨拶をして着座した。

11. 総会成立確認

議長は、会員総数390名のうち、本日の出席者は、会場出席者136名、委任状出席者107名、総出席者243名であり、会員定足数は会員総数の3分の1以上の出席であるため、香川県行政書士会会則第24条の要件を満たし、本総会の成立を確認し、宣言した。

12. 議事録署名人並びに書記の選出

議長は、会議規則第6条第1項第5号により議事録署名人を次の通り指名した。

議事録署名人：横田 稔、村井 孝之

議長より書記の選出について議場に諮ったところ、議長一任とのことで、議長は次の通り指名した。

書記：田中 幸、大山 真哉

13. 議事

第1号議案 平成26年度事業報告承認の件

第2号議案 平成26年度収支決算報告及び監査報告承認の件

議長より第1号議案及び第2号議案は関連議案であるので、一括上程することを議場に諮ったところ、異議がなかったため、一括上程し、執行部に報告を求め、次の役員からそれぞれ詳細に報告があった。

第1号議案について

総務部事業報告	藪内 哲也	総務部長
経理部事業報告	田澤 修司	経理部長
企画開発部事業報告	吉井 幸子	企画開発部長
業務研修部事業報告	山田 總子	業務研修部長
広報部事業報告	入江 宏幸	広報部長
監察部事業報告	渡辺 勝芳	監察部長
申請取次委員会事業報告	山田 總子	申請取次委員会委員長
ADR委員会事業報告	入江 宏幸	ADR委員会委員長
法規委員会事業報告	藪内 哲也	総務部長

第2号議案について

収支決算報告	田澤 修司	経理部長
監査報告	亀山 量夫	監事

第1号議案・第2号議案に対する質疑討論及び答弁は、以下の通りである。

(質疑) 西讃支部 眞木 大作 会員

①高松市の審議委員会委員の行政書士確保はありがたいことであるが、最近情報を出してくれと言っても個人情報ではないにもかかわらず、それは出せないという自治体が増えてきて

いる。情報を入手するためにはその都度情報公開手続きを経なければならない。高松市などは、以前は営業証明をとるのに委任状は必要なかったが委任状が必要になった。さらには身分証明に免許証の提示を要求される。行政書士として仕事をしているのであるから行政書士会の身分証明書ではだめなのかと質問すると、公的な機関が出したものの以外はだめだとの回答があった。そうすると、行政書士ではなく個人で請けたということになるのでおかしいと思う。そういう部署に関係しているのであれば委員の方からこのような事を言っていただきたい。

②会員の会費は会員のために使われるべきものであって、役員の小遣い、あるいは役員がいい格好をするために支出するお金を上納しているのではない。誰がどういう格好で会議等に出席した時に手当をもらっているのかについて、公開できないか横田副会長に答弁をお願いしたい。

(答弁) 吉井 幸子 企画開発部長

①私どもが応えられる内容ではないので市役所の方にお聞き願いたい。あくまでも審議委員会の委員の枠を確保したというだけである。

(答弁) 松本 修 会長

①高松市のみでなく、日行連でも全国からそのような話があると聞く。私もいろいろと市町と協議をしたが、免許証には行政書士松本修ということは一切書かれていない。それから、事務所の住所と自分の住所が違うこともある。本人であるかどうかは行政書士の資格証で確認してくださいということは行政機関には申し上げており、日行連も同じ方向である。そういった説明をしながら徐々に行政機関の窓口の対応を緩和させていきたいと思っている。

(答弁) 横田 佳樹 副会長

②会員のためと言おうか、執行部の運営の一環として役員がいろいろなところにおいて業務にタッチしている。対外的な関係機関についても、出向くと申しますか参加している。そう言ったことについても、当然会としては役員の会務日当を支出している。会務日当について隠すということはない。会のための事務局であり運営である。希望があればいつでも事務局で閲覧していただきたい。

(質疑) 西讃支部 眞木 大作 会員

業務研修などで役員の方が挨拶をされることがあるが、そういった場合に役員手当が出ているのか。

(答弁) 松本 修 会長

各研修会で挨拶をお願いしますという案内を頂くが、一昨年会長に就任した頃は報酬額をいただいていたが、一部の方から挨拶のみで日当をもらうのはどうかとの声があり改善した。報酬額については返上している。

(質疑) 高松支部 瀧井 俊敏 会員

①助成金収入30万円の内訳を教えてください。

②財産目録の未収金（催告費用等）6,992円の該当者の名前を教えてください。

③38万円が前受金に計上されているが、前受金は負債科目である。入金年月日が平成27年1月30日、平成27年3月30日となっているので平成26年度の収入に計上するべきではないか。

(答弁) 田澤 修司 経理部長

①元帳が手元がないので、お答えできない。確認しお答えしたい。

②催告費用については催告をされた人が負担することになり、主に通信費がこれに該当するが、手元に資料がなく、また個人名もあるので出していいかどうかを会長と相談し、可能であれば後でお答えさせていただきたい。

③ADR事業の助成措置30万円については、認証を受けたということでこの5月に費用を支出した。特定行政書士研修費用8万円については平成27年度に行う特定行政書士の研修で支出することになる。紐付きの助成金であるので執行する年度の収入・支出に上げる方が収支の関係から考えてよいのではないかとということでこの決算報告については前受金で上げさせていただいた。

(質疑) 高松支部 瀧井 俊敏 会員

会費未納者の一覧表が出ているにもかかわらず、未収金6,992円に対して会長の承認を受けなければならないのはおかしいと思う。前受金の38万円に対しての説明についても納得しにくいと思う。

次に、ADR事業について、平成22年度から平成26年度までに使用した総額を把握されていると思うが、それに対するセンター長の感想を聞かせていただきたい。

(答弁) 入江 宏幸 ADR委員会委員長

平成23年度からADR委員会として使った総額は6,412,295円である。そのうち受益者負担の受講料収入は1,506,500円である。差し引いた4,905,795円が実質ADR委員会として使った経費ということになる。平成26年度は申請費用の印紙代145,000円も負担させていただいている。

(質疑) 高松支部 瀧井 俊敏 会員

実質ADRとして動かれた最初の年に、企画開発部から203,300円がADRに使われており、これを含めると6,615,595円になる。受益者負担という言葉が出たが、受益者負担で相殺するのであれば何のための予算額を計上したのか、ちょっとおかしいと思う。なるほど1,560,500円は受益者から預かったと、それはそれでいいが、使った会から持ち出したお金は661万円である。

(答弁) 入江 宏幸 ADR委員会委員長

ご指摘のとおり数字を把握している。

議長 森 和夫

議長は表決に移り、第1号議案及び第2号議案につきご異議ないかと諮ったところ、異議なく原案通り承認可決された。

第3号議案 平成27年度事業計画案審議の件

第4号議案 平成27年度収支予算案審議の件

議長より第3号議案及び第4号議案は関連議案であるので一括上程することを、議場に諮ったところ、異議がなかったため、一括上程し、執行部に報告を求め、次の役員からそれぞれ詳細に説明があった。

第3号議案について

総務部事業計画案

藪内 哲也 総務部長

経理部事業計画案	田澤 修司	経理部長
企画開発部事業計画案	吉井 幸子	企画開発部長
業務研修部事業計画案	山田 總子	業務研修部長
広報部事業計画案	入江 宏幸	広報部長
監察部事業計画案	渡辺 勝芳	監察部長
申請取次委員会事業計画案	山田 總子	申請取次委員会委員長
行政書士ADRセンター香川事業計画案	入江 宏幸	センター長
法規委員会事業計画案	藪内 哲也	総務部長

第4号議案について

収支予算案 田澤 修司 経理部長

第3号議案・第4号議案に対する質疑討論及び答弁は、以下の通りである。

(質疑) 高松支部 橋本 博之 会員

予算の支出の雑費の中の弔慰金はお悔やみとかお見舞いということになっている。よく慶弔費と言われるが、おめでたい時にもお祝いをという会もあるようである。これは弔慰金であるのでそういう事には該当しないということかも知れないが、今後そういうことがあれば執行することがあるのか。例えば独身の会員が結婚されるときにお祝いを差し上げるという考えはないのかお伺いしたい。

(答弁) 松本 修 会長

慶弔金というのが昔あったと記憶している。慶弔金のお祝いについては理事会等で一度議論して、慶弔金については規約の中から削除したという記憶がある。もしお祝い金等があれば、できれば理事会とかそういったところで協議していただき、特別に支出する等そのあたりは理事会等にお任せしたい。もしどうしても基準として設ける必要があるというのであれば、新しい体制で慶弔費として新たな項目を設けてもいいのかなと思っており、ひとつの検討課題と考えている。

(質疑) 高松支部 谷本 照義 会員

収入と支出の予算の総額が端数になっているが、これを何とか50,500,000円とはならないか。例えば収入であればその他の収入、支出であれば雑費で端数を処理すれば50,500,000円となると思うが、そういう考えはおかしいか。

(答弁) 松本 修 会長

予算なので円まで記載する必要はない。例えば千円単位に揃えた方が分かりやすいというお気持ちはよく分かるので、予備費や繰越金等で調整しながら数字が見やすいような予算案にしていきたいと思っている。

(質疑) 西讃支部 眞木 大作 会員

先ほどの慶弔費に関して、以前年会費が9万円であったときは慶弔費だったと思う。値下げした時に、お慶びごとは皆がしてくれる、個々人がすればいいのであって会からする必要はないということで確か削ったと、当時理事だったので記憶している。死亡するのはみんな公平なのでお金を出しましょう。お慶びは個人個人違うので個別にすればいいということで削ったと思う。

(答弁) 松本 修 会長

香川会の規則集によると、慶弔規程については平成11年4月1日に廃止するという理事会決議を行っている。時代が時代でありそれから10年も経っているのでどうしても独身の会員がいるので何とかしたいというのであれば、会則その他規則を検討したい。

(質疑) 高松支部 宮武 實 会員

特定行政書士についての質問と意見を申し上げたい。香川県議会が最近行政書士の要請に基づいて決議としたというのが2件ある。ひとつは非行政書士の排除、もうひとつは行政書士に対する行政不服審査法に代理権をもらうということ。この二つ目のことについては前執行部の稲田会長、児嶋氏、岡氏が県議会、各政党に対して積極的に取り組んでいただき非常にありがたいと思っている。

特定行政書士の制度ができたが、大体どの程度の割合で認めるのか。本来ならば行政書士全員が行政書士制度に基づいて各行政機関に対していろんな意見が言える、代理としてやれるということであるのに、特定行政書士というかたちで多額の参加費をとるとするのは非常に問題があると思う。どうしてもこの方法でやるというのであれば分割納入といった方法はとれないのか。

(答弁) 松本 修 会長

特定行政書士について、当初日行連は、行政書士全員が行服に関わるというかたちで国の方に請願していたが、当時弁護士会の反対があり、国の方としても何とか行政書士に行政不服に参入してほしいという気持ちもあり、法律で決まった特定行政書士にのみということになっている。当初は行政書士が作成できる許認可申請について行服の業務ができるという申請であったが、行政書士が作成したというように限定され、なおかつ特定行政書士に限ると法律条文の中に入っているので全員に認めるというわけにはいかない。日行連では全国4万5千の会員に特定行政書士に参入してほしいということで、これから毎年毎年特定行政書士を増やしていくということである。初年度であるので金額が相当嵩んだと思うが、後からVODでの研修に代わってくると思われるので経費、負担金というのは相当下がってくるだろうという気持ちでいるので、今後皆様方全員が行服に参入できるように日行連の方にも努力していただきたいと考えている。法律条文で特定行政書士に限っているのも、ご理解いただきたい。

(質疑) 高松支部 瀧井 俊敏 会員

①ADRセンターの予算決算を見ると一般会計になっている。なぜ特別会計にしなかったのか理由を教えてください。

②平成27年度予算230万円計上されているが、平成26年度の予算額218万円と比較してどうして多くなったのか教えてください。

(答弁) 行政書士ADRセンター香川 入江 宏幸 センター長

①特別会計にするか一般会計にするかは理事会の中でも議論があった。組織図を見ていただければわかると思うが、行政書士会の中にADRセンターを入れるということになったので、当面は一般会計という形をとり、会の中の一事業という位置づけが適当だろうというのが最終的な結論になった。当面は部と同じような位置づけにはなるが一般会計で処理させていただくという形で予算を計上させていただいている。

②予算230万円の件であるが、基本的には調停にかかる費用と研修にかかる費用と広告関係、会議費等運営にかかる費用を算出している。調停にかかる費用を計上してはいるが、調停がなければ実際予算は執行されないで費用は減るということになる。各分野で1件調停を行ったとして4件分の費用を予算計上している。前受金30万円は今回の予算に計上させていただいて、日行連の方から広告宣伝にかかる費用という紐付きの助成金であるので、パンフレットとかリーフレット等今後ADRセンターを広報周知していく費用が含まれていると理解していただきたい。

(質疑) 東讃支部 細川 房夫 会員

第3号議案・第4号議案には直接関係ないが、会員の動向ということでお伺いしたい。物故会員の中に河野丹平さんの名前がないが理由はあるのか。

(答弁) 松本 修 会長

昨年度の総会議案書に掲載されている。

議長 森 和夫

議長は表決に移り、第3号議案及び、第4号議案につき、ご異議ないかと諮ったところ、異議なく原案通り承認可決された。

第5号議案 役員・委員の任期満了に伴う改選の件

副議長は、第5号議案を上程し、石川副会長より提案理由の説明があった。石川副会長の提案及び説明後、7分間の休憩を宣告した。

議事の再開により、白坂選挙管理委員長より会長選挙執行の説明があった。

説明終了後、白坂選挙管理委員長は、会長立候補者である久米井好美会員、岩城隆文会員、横田佳樹会員の3名に対して、所信表明を求めた。

白坂選挙管理委員長は、選挙管理委員に対して会場閉鎖を命じ、閉鎖の確認をした後、投票に移った。

副議長は投票の完了を確認して、議場の閉鎖を解き開票事務が終わるまで、暫時休憩を宣告した。

副議長は再開の宣告をし、白坂選挙管理委員長へ開票結果の報告を求めた。

白坂選挙管理委員長より投票結果が発表され、以下の得票で、岩城隆文氏が会長に選任された。選挙管理委員長より当選証書の交付後、被選任者は即時就任を承諾した。

投票総数	172票
有効投票数	170票
無効票	2票
得票数	岩城 隆文 候補： 95票 (当選)
	横田 佳樹 候補： 46票
	久米井好美 候補： 29票

副議長は、役員選任規則第6条の規定及び慣例に基づき新会長及び各支部長を含め各支部2名の選考委員に対して、役員を選考を行うことを委ねた。

副議長は選考委員会の選考結果を確認したのち、発表を命じ承認を求め、異議なく、第5号議案は承認された。

(新役員選考結果)

副会長 横関 賢二、入江 宏幸、竹内 良一 (3名)
理事 藪内 哲也、中山 敬訓、横田 稔、瀧井 俊敏、砂川 猛、
村井 孝之、熊野 実、高崎 博文、宮川 譲、石河 光典、
大山 真哉、松井 初美、丸尾 良一、寺主 吉輝、村山 敬一、
森元真由美、石村 智彦、福岡 淳、渡辺 勝芳、田中 幸 (20名)
監事 亀山 量夫、高見 政巳 (2名)
予備監事 多田羅秀治 (1名)
綱紀委員 橋本 博之、児嶋 幸男、佐々木 保、近石 秀志、六車 文秀、
畠山俊二郎、佐々木利昭、林 隆洋、香川 真弓 (9名)
予備綱紀委員 福井あつみ、細川 雅広、齊藤 信也、前田 徹 (4名)

14. 議長退任

議案全部を無事終了したので、議長は議事の終了を宣言して午後5時40分退任した。

15. 来賓紹介

日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 様 (代理 専務理事 中西豊 様)
衆議院議員 平井 卓也 様
衆議院議員 玉木 雄一郎 様
衆議院議員 小川 淳也 様
衆議院議員 瀬戸 隆一 様
参議院議員 磯崎 仁彦 様
参議院議員 三宅 伸吾 様
参議院議員 山本 博司 様
香川県司法書士会会長 片岡 幸一郎 様
香川県土地家屋調査士会会長 多田 努 様
のぞみ綜合法律事務所 顧問弁護士 兼光 弘幸 様
香川県行政書士会相談役 渡邊 敏雄 様、植松 豊 様、川田 卓弘 様
香川県行政書士政治連盟会長 石川 秀幸 様
コスモス成年後見サポートセンター香川県支部支部長 石河 光典 様

16. 来賓祝辞

日本行政書士会連合会会長 北山 孝次 様 (代理 専務理事 中西豊 様)
衆議院議員 平井 卓也 様
衆議院議員 玉木 雄一郎 様
衆議院議員 小川 淳也 様
衆議院議員 瀬戸 隆一 様
参議院議員 磯崎 仁彦 様
参議院議員 三宅 伸吾 様
参議院議員 山本 博司 様

17. 祝電披露 藪内 哲也 総務部長

18. 来賓へのお礼のことば 松本 修 会長

来賓退場

19. 閉会の言葉

石川秀幸副会長が閉会の辞を述べ、ここに平成27年度定時総会を閉会した。

上記決議の明確を期するため、この議事録を作成し、議長、副議長並びに議事録署名人下記に署名押印する。

平成27年5月23日

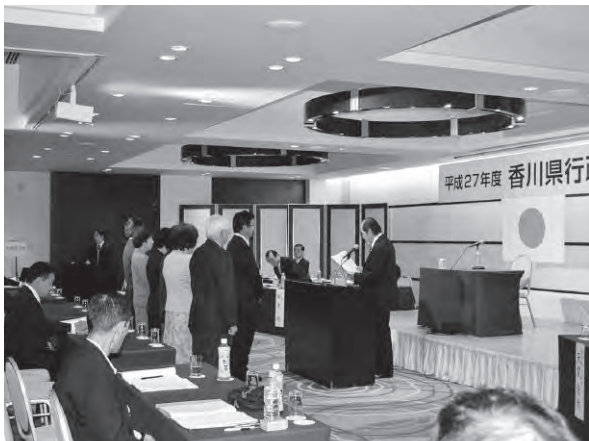
香川県行政書士会 定時総会

議 長	森 和夫	⑩
副 議 長	西川勝秀	⑩
議事録署名人	横田 稔	⑩
議事録署名人	村井孝之	⑩

(議事録記録者：田中 幸、大山 真哉)

平成27年 定時総会開催される

総会風景



(会長表彰)



(森議長、西川副議長登壇)



(松本会長あいさつ)



(岩城会長 当選証書授与)



(香川県副知事 天雲俊夫様)



(日行連専務理事 中西豊様)



(衆議院議員 平井卓也様)



(衆議院議員 大野敬太郎様)



(衆議院議員 瀬戸隆一様)



(衆議院議員 玉木雄一郎様)



(衆議院議員 小川淳也様)



(参議院議員 磯崎仁彦様)



(参議院議員 三宅伸吾様)



(参議院議員 山本博司様)

平成27年度 新役員名簿

役職名	担当部		氏名	支部
会 長	総 括		岩城 隆文	高松
副会長	総務・経理		竹内 良一	高松
副会長	企画開発・業務研修		横関 賢二	中讃
副会長	広報・監察・ADRセンター		入江 宏幸	西讃
理 事	総 務 部	部 長	丸尾 良一	中讃
理 事	総 務 部	副部長	藪内 哲也	高松
理 事	総 務 部	部 員	村山 敬一	中讃
理 事	経 理 部	部 長	瀧井 俊敏	高松
理 事	経 理 部	副部長	大山 真哉	東讃
理 事	経 理 部	部 員	高崎 博文	高松
理 事	企画開発部	部 長	渡辺 勝芳	西讃
理 事	企画開発部	副部長	熊野 実	高松
理 事	企画開発部	部 員	森元真由美	中讃
理 事	業務研修部	部 長	石河 光典	東讃
理 事	業務研修部	副部長	寺主 吉輝	中讃
理 事	業務研修部	部 員	村井 孝之	高松
理 事	業務研修部	部 員	田中 幸	西讃
理 事	広 報 部	部 長	福岡 淳	西讃
理 事	広 報 部	副部長	石村 智彦	中讃
理 事	広 報 部	部 員	松井 初美	東讃
理 事	監 察 部	部 長	横田 稔	高松
理 事	監 察 部	副部長	砂川 猛	高松
理 事	監 察 部	部 員	中山 敬訓	高松

監事

役 職	氏 名	支 部
監 事	亀山 量夫	高松
監 事	高見 政巳	高松
予 備 監 事	多田羅秀治	高松

綱紀委員会

役 職	氏 名	支 部
綱 紀 委 員	橋本 博之	高松
綱 紀 委 員	児嶋 幸男	高松
綱 紀 委 員	佐々木 保	東讃
綱 紀 委 員	近石 秀志	中讃
綱 紀 委 員	六車 文秀	東讃
綱 紀 委 員	畠山俊二郎	高松
綱 紀 委 員	林 隆洋	中讃
綱 紀 委 員	香川 真弓	西讃
綱 紀 委 員	福井あつみ	高松
予備綱紀委員	細川 雅広	高松
予備綱紀委員	齊藤 信也	西讃
予備綱紀委員	前田 徹	中讃

顧問

役 職	氏 名	支 部
顧 問	稲田 時久	西讃
顧 問	松本 修	高松
顧 問	石川 秀幸	高松

選挙管理委員会

役 職	氏 名	支 部
委 員	白坂 正明	高松
委 員	川西 正志	高松
委 員	谷東 守	東讃
委 員	美濃 純一	中讃
委 員	曾川 正利	西讃

申請取次行政書士管理委員会

役 職	氏 名	支 部
委 員 長	瀧井 俊敏	高松
副 委 員 長	畠山俊二郎	高松
委 員	吉井 健人	高松

法規委員会

役 職	氏 名	支 部
委 員	高橋 聖	西讃
委 員	籾内 哲也	高松
委 員	高須賀浩介	高松

行政書士ADRセンター香川

役 職	氏 名	支 部
センター長	入江 宏幸	西讃
副センター長	吉井 幸子	高松
運 営 委 員	大山 真哉	東讃
運 営 委 員	阿部 誠司	高松
運 営 委 員	中條三千代	高松
運 営 委 員	竹内 晶子	高松
運 営 委 員	田中 幸	西讃

本 会 だ よ り

平成26年度 第6回 理事会報告

- 日 時 平成27年3月7日（土）午後1時30分～午後4時53分
- 場 所 香川産業頭脳化センター 第一会議室
- 議 題
1. 平成27年度における会長表彰者について
候補者10名が提案され、原案のとおり承認された。
 2. 事務局職員退職に伴う有給休暇の買取について
協議の結果、承認された。
 3. 未納会費の雑損処理について
協議の結果、承認された。
 4. 予備費からの支出について
協議の結果、承認された。
 5. 平成26年度事業報告について
各部において、確認の上、3月末までに事務局へ報告することに決定した。
 6. 平成27年度予算案について
各部より提案説明がなされ、協議の結果、いずれも承認された。
 7. 行政書士ADRセンター香川のセンター長及び副センター長の承認について
 8. 行政書士ADRセンター香川の運営委員の承認について
7、8は関連があるため、一括協議され、いずれも原案のとおり承認された。なお任期は平成29年度定時総会終了時までとなっている。
 9. 選挙管理委員の補欠選任について
追加議案として、1名の選任について提案がなされ、原案のとおり承認された。
- 協議事項
1. 行方不明会員の対応について
行方不明会員の実態調査が報告され、協議した結果、香川県総務学事課とも協議の上、対応を進めていくこととなった。
- 報告事項
1. 平成27年度総会までの日程について
定時総会までの日程が報告され、確認した。
 2. ADR認証記念式について
ADR認証記念式の概要が報告され、確認した。
 3. 新規職員採用について
4月1日より佐々木実氏を事務局職員として採用する旨の報告があった。
 4. 高松市公文書管理審議委員会委員の推薦について
高松市より推薦依頼のあった高松市公文書管理審議委員会委員に1名推薦する

ことについての報告があった。

5. 平成26年9月26日掲載の四国新聞の報道調査及び報告について
報道された行政書士について、「東京会」へ正式に調査依頼することが報告された。
6. 文書会員のホームページ利用方法の変更について
文書会員についても、ホームページの会員ページを利用できる手続きについて、報告があった。

平成27年度 第1回 理事会報告

- 日 時** 平成27年4月16日（木）午後1時30分～午後4時15分
- 場 所** 香川産業頭脳化センター 第一会議室
- 議 題**
1. 平成26年度事業報告及び決算報告について
各部より説明がなされ、協議に結果、いずれも承認された。
 2. 平成27年度事業計画並びに予算案について
各部より説明がなされ、字句等のチェック、修正を行った。
 3. 定時総会運営について
定時総会までのスケジュール、役割分担、当日の時間配分などについて協議、決定した。
 4. 規則の一部改正等について
協議の結果いずれも承認された。
 5. 事務局職員昇給等について
協議の結果承認された。
- 報告事項**
1. 平成26年9月26日付掲載の四国新聞の報道調査及び報告について
「東京会」から、綱紀委員会で検討している旨の回答があったことについて報告があった。

平成27年度 第2回 理事会報告

- 日 時** 平成27年5月23日（土）午前10時30分～午前11時12分
- 場 所** 高松国際ホテル会議室
- 議 題**
1. 平成27年度定時総会運営について
役割分担、タイムスケジュール、申し合わせ事項の確認を行った。
 2. その他
ADR認証取得記念式典について、報告があった。

平成27年度 第3回 理事会報告

日 時 平成27年6月22日（月）午後2時～午後5時15分

場 所 マリンパレスさぬき

今年度事業の推進について

会長から今年度事業の推進について所信表明があった。

議 題 1. 役員の就任について

役員人事について、原案のとおり承認された。

2. 委員の選任について

各種委員の選任について、原案のとおり承認された。

3. 顧問の委嘱について

顧問の委嘱について、原案のとおり承認された。

4. 各部打合せについて

各部ごとに、今年度事業の打合せを行った。

5. 平成27年度事業計画の進め方について

各部長より説明がなされ、その後各部の事業について協議を行った。

6. 総会における「質問書制度」の導入について

協議の結果、継続審議とした。

7. 行政書士ADRセンター香川運営委員の委嘱について

原案のとおり承認された。

8. 事務局職員賞与について

協議の結果、支給することに決定した。

9. 事務局夏季閉局期間について

協議の結果、8月12日から14日までとすることに決定した。

報告事項 1. 行政書士ADRセンター香川

概要説明がなされた。

2. 専門業務研究会

今後の方向性について検討する旨の報告があった。

3. コスモスかがわ

本会に対し会議室利用など、協力依頼があった。

4. その他

かがわ相続フォーラムに相談員1名を派遣するとの報告があった。

●総務部

総務部長 丸尾良一

平成27年度の定時総会におきまして、役員に選任され、6月の理事会で総務部長を拝命いたしました中讃支部の丸尾良一でございます。

部長職は初めてでございますが、経験豊かな竹内副会長、藪内副部長、村山部員と協力し、会務に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご指導、ご鞭撻賜りますようお願いいたします。

今年度の総務部の事業計画といたしましては、以下のとおりとなっております。

- 1、新規登録事務及び変更登録事務の実施
- 2、行政書士試験の実施協力
- 3、行政機関（香川県総務学事課）との連絡協議
- 4、会費未納者への対応措置
- 5、会員名簿の発行

会員名簿の発行は11月を予定しておりますが、記載内容の変更などの希望につきましては後日改めてご案内をいたしますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

●経理部

経理部長 瀧井俊敏

このたび経理部長に就任いたしました瀧井俊敏と申します。

平成27年度の総会におきまして、ご承認いただきました事業計画および収支予算書に基づき経理部一丸となり、職務を全うする所存でございます。

香川県行政書士会、および各支部の運営財源は、会員皆様方お一人おひとりの納入していただく会費でございます。

今後ともよろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。

記

27年度の会費納入期限は下記のとおりです。

第1期 平成27年4月30日

納入を忘れておられる会員は至急納入をお願いします。

第2期 平成27年8月31日

口座引き落としをされます会員は、8月27日が引き落とし日です。

前日までに口座残高の確認をお願いします。

第3期 平成28年1月5日

口座引き落としをされます会員は、平成27年12月28日が引き落とし日です。

前日までに口座残高の確認をお願いします。

●企画開発部

企画開発部長 渡 辺 勝 芳

総会後の理事会が終わりまして、計画どおりに進行させるための準備をしていますが、正式には部会で詳細を詰めていきたいと思います。計画の進行とともに、報告していきたいと思います。

会員各位へのお願いですが、こういう仕事は行政書士の業務ではないのかなあとと思うけれども、あまり手掛けていない人がいないように思う。そんな事例がありましたら、ご連絡ください。企画開発部で、業務になるかどうか研究・検討いたします。また、他県の状況を調査していきたいと思います。よろしくお願いします。

●業務研修部

業務研修部長 石 河 光 典

平成27年度と平成28年度の業務研修部担当の会務運営を行わせていただきます。

前業務研修部の問題点や引継事項を検討し、会員の皆様によりよい研修会の開催が行えるよう業務研修部員4名で2年間頑張っていこうと思っています。

今年度は、専門業務研究会のあり方について検討をし、研修会の運営・内容等を変えていこうと思いますが、総会の資料にありますよう今年度の事業が盛りだくさんのために、どこまでできるか分かりませんが、精一杯頑張らせていただきます。

●広報部

広報部長 福 岡 淳

このたび役員改選に伴い広報部長を拝命いたしました西讃支部の福岡淳です。

広報部の活動のうち、外部向けの活動としては、以前より行政書士制度広報月間事業の推進、マスコミその他媒体を利用した行政書士業務の広報活動、行政書士記念日事業への対応、香川県四土業災害時県民支援協議会への参加等がありましたが、昨年度よりこれに市町との災害時応援協定の締結が加わっております。昨年度は高松市、丸亀市との協定が締結されましたが、本年度も他の市町と協定の締結を進めていきたいと思っております。このような活動を通じて県民に対して行政書士の認知度を高めていきたいと思っています。

会員向けの活動としては「行政書士かがわ」の発行とホームページの整備充実を行ないたいと思っております。特にホームページにつきましては「News Letter 行政書士かがわ」の発行の代わりにホームページを利用していく予定でありますので、ホームページを充実していくため、皆様方のご意見等をお寄せいただきたいと思っています。

皆様方のご協力を得て、広報活動を推進してまいりますので、2年間どうかよろしくお願いいたします。

●監察部

監察部長 横田 稔

このたびの役員改選に伴い、監察部長を拝命しました高松支部の横田 稔と申します。

初めての部長ということであり、大役の就任に際して若干戸惑いの感もありますが、役員・会員皆様と協力して会務に取り組んでまいりたいと思いますので、どうかご指導・ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。

さて行政書士法によれば、「行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」とあります。

そして、「…その業務を行うことが他の法律で制限されているものについては、業務を行うことができない」と規定されています。つまり他の法令によって制限されたもの以外は行政書士の業務ということになります。

監察部というのは、非行政書士による法令違反の行為について警告・告訴・告発等により法令遵守を促すことを主な任務としていますが、監察部員だけでは十分な成果を上げることは困難であると思っています。会員各々が行政書士の職域を確保するという自覚を持ち、行政書士会全体で取り組んでこそ成果が現れるものであると考えております。

今年度は事業計画に示しているとおり、前部長・前役員の意向を引き継いだ活動として、

(1) 行政事務申請書類受理部局に対して広報活動を実施する。

具体的には各市町農業委員会等

(2) その他の行政庁に対して広報活動をおこなう。

(3) 他の士業会と連携して情報・意見交換をおこない、実態把握に努める。

その結果、日常的に法令違反の行為を繰り返す非行政書士・団体については改善を求め、場合によっては前述の法的措置を含めた勧告も必要であると考えています。

監察部の活動は特効薬のような即効性はありませんが、根気よく続けることによって僅かずつでも成果は現れてくると確信しています。

監察部としては、多岐多様にわたって活躍されている会員皆様の一助になればと考えておりますので、どうかご理解・ご協力のほど宜しくお願いいたします。

●行政書士ADRセンター香川

センター長 入江 宏 幸

行政書士ADRセンター香川は、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、民事上のトラブルを柔軟な手続により、短期間に、合理的な費用で、公正で満足いくように解決することで、行政書士の資質の向上・社会的地位の向上とともに、社会貢献事業の一環として、行政書士が業務を通して得た専門的知見を活用して、社会からの要請に対し専門家としての使命を果たしてゆくために、

(1) センター規則第5条各号に規定する紛争に関する裁判外紛争解決

(2) 調停人を養成するために必要な研修

(3) 調停人の資質保持及び能力の向上を図るために必要な研修

- (4) 裁判外紛争解決制度に関する調査及び研究
- (5) 他の裁判外紛争解決手続を行う者等との連携及び協力
- (6) 調停手続に関する広報
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの事業を実施するために必要な一切の事業を基本方針に掲げ、次の事業を重点目標に事業を実施します。

(1) 裁判外紛争解決事業

A D R法に基づく認証紛争解決機関として専門的な知見を活用し、紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

(2) 調査・研究・分析と研修事業

各種A D R機関からの情報を収集し、調査・研究・分析を行うとともに、公正かつ適正な紛争解決に資するよう調停人養成、資質保持及び能力の向上を図る事業

(3) 広報活動事業

A D R手続とともに本センターを広く市民に認知していただくための事業

(4) その他、本センターの事業を実施するために必要な一切の事業

認証は手段であり、その目的は、行政書士が業務を通して得た専門的知見を活用し、社会からの要請に対し専門家としての使命を果たしてゆくこと、いわゆる社会貢献とともに、行政書士の資質の向上・社会的地位の向上にあります。

今年度も、調停人候補者名簿への登載のために必要な研修を開催します。

この研修における知識の習得は、将来の調停人候補者名簿への登載に関わらず、今後、依頼者からの多様なニーズに応える行政書士として、職域拡大と能力担保を行う上で、会員皆様の業務にも有益な研修内容となっています。市役所等の相談員の方はもとより、さらなる知識の向上を目指される方におかれましても、積極的に、ご受講いただければと思います。

★行政書士A D Rセンター香川主催の研修について（予定）

1. 法的能力に関する調停人養成研修

A D R概論（5時間×2日）

①平成27年10月17日（土）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

②平成27年10月18日（日）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

2. 紛争解決能力に関する調停人養成研修

(1)入門編（5時間×2日）

①平成27年11月21日（土）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

②平成27年11月22日（日）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

(2)初級編（5時間×2日）

①平成27年11月28日（土）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

②平成27年11月29日（日）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

(3)中級編（5時間×2日）

①平成27年12月12日（土）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

②平成27年12月13日（日）13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

(4)上級編 (5時間×2日)

①平成28年1月16日(土) 13:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

②平成28年1月17日(日) 10:00～16:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

(5)紛争解決能力効果測定

○平成28年1月17日(日) 16:00～18:00 香川産業頭脳化センター第3会議室

※紛争解決能力に関する調停人養成研修の初・中級編は、3日連続の予定でしたが、受講者からの要望もあり、受講便宜を考慮して、時間割を変更し、土日の2日開催とします。

※研修の詳細については、後日改めてご案内いたしますが、とりいそぎ、ご予定いただきたく、お知らせします。



各支部だより

●東讃支部

東讃支部長 久米井 好美

1. 総会報告

①役員改選により、次のとおり選出した。

支部長	久米井好美	副支部長	山上 勇
幹事（業務）	大山真哉	同（会計）	松井初美
監事	中井 優	同	大寫幸一

②平成26年度収支報告

収入 1,044,502円 - 支出 600,976円 = 繰越 443,526円

③平成28年度より、会費1,000円（従来5,000円）とし、法改正以外の研修会の中止、懇親会の中止を決定した。

2. 法令順守について（高松市選挙事務調査委員会の最終提案を参考にして）

①行政書士法施行規則（事務所看板、事件簿等）の順守。

②巡回訪問、無料相談を通じて、県民市町民、士業者へ法令順守を訴えていく。

3. 広報月間について

①10月3日（土）三土合同にて、無料相談会を開催する。

②相談員を募集するので、申込のこと。

4. 報告

第1回 登録・車庫証明委員会（書面開催）

OSSインフォメーション（自販連資料）を送付することにより開催したこととする。

平成25年12月の閣議決定で、平成29年（度）までの全国拡大によりOSSを抜本的に拡大することが明確化され、その後、国交省による自治体への働きかけもあり、全国拡大に一定の目途がついたところとの自販連見解が出されています。

詳細は、3回に分けて記載されるとのことです。今回は、第1回目の資料を配布し、委員会開催とします。各位、ご検討下さるようお願いいたします。

以上

●高松支部

高松支部長 藪内 哲也

平素は高松支部の活動にご協力賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、5月9日に開催された高松支部総会において、二期目の高松支部長を拝命すること

となりました。また、今回は新しく支部役員になった役員もいます。役員一同、改めて全員で職務を精励いたす所存ですので、どうぞよろしく願いいたします。

さて、今年度の最初の事業として、8月29日（土）にボウリング大会を開催することになりました。新入会員の方だけでなく、ベテラン会員の方も是非ご参加いただき、多くの方と交流をして頂ければ嬉しく思います。詳細につきましては、別途ご案内いたします。このほか、今後のそれぞれの行事の前には、その都度ご案内を致しますので、その際にはご協力の程、どうぞよろしく願いいたします。

●中讃支部

中讃支部長 丸尾良一

平成27年5月9日（土）午前10時30分より、平成27年度中讃支部定時総会が開催され、盛会に終わることができました。

その総会におきまして、支部長という大役を拝命することとなりました。現在86名の会員が活躍されております。微力ではありますが、会員一人一人の協力をえて、役員ともどもに任を果たしていく所存でありますので、ご協力の程よろしく願い申し上げます。

今年度は総会での事業計画のとおり、官公署の巡回訪問、無料相談会、新年会及び研修会等の支部行事の実施となっておりますが、他に親睦行事についても実施したいと思っております。

支部行事の参加者もほぼ20人程度となっております。一人でも多くの方のご参加いただき、会員相互の交流・親睦を図り、情報交換の場として利用していただけるよう努めていくとともに、支部運営に関するご意見、ご要望等があれば、御気軽にご連絡いただければと思っております。

今後ともよろしく願いいたします。

●西讃支部

西讃支部長 福岡淳

平成27年5月8日、西讃支部総会が開催され、多数の参加者のうちに盛会に終えることができました。この支部総会におきまして西讃支部支部長に再任されました。今後とも支部運営にご協力いただきますようお願い申し上げます。

さて、西讃支部におきましては毎年1月終わりごろに研修会兼新年会を開催しております。毎年業務に直接関連した研修を行ってまいりましたが、昨年度は少し趣をかえて認知症サポーターについてという内容で講師を招いて研修を行いました。認知症についての知識と認知症患者に対する対応の仕方等について学びましたが、この中で行政書士の職業として関与していくことのできる部分もあるのではないかと考えられました。

今年も10月の行政書士広報月間の行事と1月の支部研修会を予定しております。毎年この支部だよりにて支部研修会の内容についてのご要望を募集しておりますが、どのような内容でも結構です。ご連絡いただければと思っております。

本年度もよろしく願い申し上げます。

〈各支部の定時総会議事録〉

●東讃支部

とき 平成27年4月25日（土）

午後3時～午後4時20分

ところ さぬき市津田町 大川オアシス

第1号議案 平成26年度事業報告

第2号議案 平成26年度収支決算報告及び監査報告

第3号議案 平成27年度事業計画（案）

第4号議案 平成27年度収支予算（案）

第5号議案 役員の選任

1. 上原幹事 司会挨拶
2. 和田副支部長 開会宣言
3. 物故会員へ黙祷
4. 久米井支部長 支部長挨拶
5. 司会 来賓 本会松本会長を紹介
6. 松本会長 会長挨拶
7. 久米井支部長 新入会員紹介 香西清一（欠席）
8. 上原幹事 資格審査報告 支部会員数 39名
出席会員数 16名
委任状会員数 15名
合計出席会員数 31名

総会の定足数を満たしている旨を報告

9. 司会 議長選出の方法について会場に問う
10. 会場 司会者に一任の声
11. 司会 他に意見がないことを確認し、司会者が川田卓弘会員を選出
議長登壇
12. 議長 議長就任挨拶
13. 議長 議事録署名人として、大久保秀朋会員、細川房夫会員を指名
14. 議長 議事録作成者として、松井初美会員を指名
15. 議長 第1号議案 平成26年度事業報告
第2号議案 平成26年度収支決算報告及び監査報告を、一括上程する旨を宣言
16. 久米井支部長 第1号議案 平成26年度事業報告
17. 上原幹事 第2号議案 平成26年度収支決算報告
18. 中井監事 第2号議案 監査報告
19. 議長 質疑応答受付
20. 議長 第1号議案、第2号議案は拍手による採決の結果、異議なしと認め、決

- 算及び監査報告が承認された
21. 議長 第3号議案 平成27年度事業計画（案）
第4号議案 平成27年度収支予算（案）を、一括上程する旨を宣言
22. 久米井支部長 第3号議案 平成27年度事業計画（案）を説明
23. 上原幹事 第4号議案 平成27年度収支予算（案）を説明
24. 議長 質疑応答受付
25. 議長 第3号議案、第4号議案は拍手による採決の結果、異議なしと認め、原案通り可決された
26. 議長 第5号議案の説明を執行部に求める
27. 久米井支部長 第5号議案を説明
28. 佐々木保選挙管理委員長 久米井支部長に当選証書を授与する
選考委員会が執り行われる（久米井支部長、前田会員、中井会員、細川会員）
29. 久米井支部長 役員の選任について結果発表
支部長 久米井好美
副支部長 山上 勇
幹事 大山真哉 松井初美
監事 中井 優 大寫幸一
30. 議長 すべての議案審議が終了した旨を報告
議長降壇
31. 新役員の挨拶 久米井支部長、山上会員、松井会員、中井会員、大寫会員
32. 中井会員 閉会宣言

以上の議決の結果を明らかにするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人並びに議事録作成者が署名捺印する。

平成27年5月15日

議 長	川田 卓弘	㊟
議事録署名人	細川 房夫	㊟
議事録署名人	大久保秀朋	㊟
議事録作成者	松井 初美	㊟

●高松支部

開催日時 平成27年5月9日（土） 午後2時30分～午後5時
開催場所 マリンパレスさぬき
出席者 支部会員219名 出席者53名 委任状提出者73名
合計出席者 126名
司会者 熊野実幹事

1 開会のことば

瀧井副支部長によって平成27年度香川県行政書士会高松支部定時総会開会の宣言がなされた。

2 物故会員への黙祷

故三好和則会員に黙祷を捧げた。

3 支部長挨拶

藪内支部長から定時総会開会の挨拶があった。

4 新入会員紹介

司会者より今年度の新入会員の紹介があり、出席していた國重和大、阪本政仁、大西洋一郎の3名の会員が自己紹介を行った。

5 来賓紹介

司会者より来賓の紹介があり、高松市長代理・城下正寿氏、香川県議会議員・三野康祐氏、高松支部相談役・石川秀幸氏、同・岩城隆文氏の祝辞及び挨拶があった。

6 会長祝辞

香川県行政書士会会長・松本修氏の祝辞及び挨拶があった。

7 議長選出

司会者より議長選出の方法について議場に諮ったところ、司会者一任の声があった。

司会者は宮武實会員を指名し、再度議場に諮ったところ異議なく承認され、宮武会員が議長に就任した。

議長は香川県行政書士会高松支部規約第17条1項により、本会が会員総数の3分の1以上の出席により適法に成立する旨を報告した。

8 議事録作成人及び議事録署名人の選出

議長は議事録作成人及び議事録署名人の選出方法について議場に諮ったところ、議長一任の声があった。議長は次の4名を指名し、全員その場で就任を承諾した。

議事録作成人 畠山俊二郎会員、藤本浩会員

議事録署名人 好井大祐会員、宮川讓会員

9 議事

第1号議案 平成26年度事業報告

瀧井副支部長より平成26年度の実業報告がなされた。

第2号議案 平成26年度収支決算報告

佐伯会計担当幹事より平成26年度の決算報告がなされた。

監査報告

大久保監事より監査報告がなされた。

議長より質疑はないか議場に問うたが質疑はなかった。

議長が第1号議案及び第2号議案について議場に採決を諮ったところ、異議なく拍手絶対多数で認められ承認された。

第3号議案 平成27年度事業計画（案）

和田副支部長より平成26年度事業計画（案）の提案がなされた。

第4号議案 平成27年度収支予算（案）

瀧井副支部長より平成27年度収支予算（案）の提案がなされた。

議長より質疑はないか議場に問うたところ、次のとおりであった。

質疑 児嶋幸男会員

収支予算（案）の収入項目に支部交付金という科目があるが、支部が交付しているのではなく本会から交付されているのだから、変更すべきではないのか。

回答 瀧井副支部長

おっしゃりたいことは分かるが従来の慣習により、こういった科目を使用している。

質疑 三野康祐会員

本会の収支では支部交付金、支部の収支では本部交付金という科目を使用するのがよいのではないか。

回答 瀧井副支部長

役員会において検討したい。

質疑 大久保雅博会員

変更するのであれば、本部交付金ではなく本会交付金という科目にしていきたい。

質疑の終了後、議長が第3号議案及び第4号議案について議場に挙手で採決を諮ったところ、挙手絶対多数で承認された。

第5号議案 高松支部規約一部改正（案）

藪内支部長より高松支部規約一部改正（案）の提案がなされた。

議長より質疑はないか議場に問うたが質疑はなかった。

議長が第5号議案について議場に採決を諮ったところ、拍手絶対多数で承認された。

第6号議案 任期満了による役員改選

香川県行政書士会高松支部選挙管理委員会三好俊治委員長より任期満了に伴う高松支部支部長選挙の説明がなされ、立候補者が藪内哲也会員一名だったため、高松支部役員選任規定第27条第3項により藪内哲也会員が高松支部支部長に就任した。

引き続き役員選考委員による役員選考会議があり、以下の者が役員に選任された。

副支部長 瀧井俊敏会員、村井孝之会員

幹事 佐伯卓郎会員、大久保雅博会員、熊野実会員、中條三千代会員、

藤本浩会員、竹内晶子会員、吉井健人会員、高尾昌人会員、

高崎博文会員、宮川譲会員

監事 奈良恵子会員、平尾政嗣会員

10 議長退任

すべての議事が終了したので、議長は退任した。

11 来賓挨拶

高松市議会議員・井上孝志氏による祝辞及び挨拶があった。

12 閉会のことば

和田副支部長が閉会を宣言し、平成27年度香川県行政書士会高松支部定時総会は終了した。

以上定時総会の議決を明確にするため、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印する。

平成27年5月9日

香川県行政書士会高松支部

議 長	宮武 實	Ⓜ
議事録署名人	好井 大祐	Ⓜ
議事録署名人	宮川 讓	Ⓜ

●中讃支部

日 時 平成27年5月9日（土）午前10時30分より

場 所 ホテル サルート瀬戸大橋 司会者 寺主 吉輝

1. 開会の言葉 副支部長 丸尾 良一
2. 物故会員に対し黙祷 物故会員 三好 長子
3. 支部長挨拶 支部長 濱本 和重
4. 本会会長祝辞 会長 松本 修
5. 支部会員の入退会に関する報告及び新入会員の紹介 副支部長 林 隆洋
新入会員数4名 入会予定者2名（平成27年3月31日現在）
6. 議長選出

司会者より議事進行上議長選出方法について諮ったところ「司会者一任」の声があり他に異議もなかったため、司会者は横関賢二会員を指名、拍手により賛同を得たため指名通り議長に選出した。

総会成立確認

議長は、中讃支部会員総数86名（過半数44名）の内、出席者23名、委任状出席者34名、計57名で過半数となり、よって本総会は適法に成立した旨を確認し宣言した。

7. 議事録署名人及び議事記録者の指名

議長は、議事録署名人及び議事記録者を次の通り指名した。

議事録署名人 森元真由美 寺主吉輝 議事記録者 前田徹

8. 議事

議長は、議事日程及び議事開始を宣言し、第1号議案、第2号議案は関連議案であるので一括上程することを議場に諮ったところ、異議なしということで承認を得た。

第1号議案 平成26年度事業報告の件

濱本支部長より平成26年度事業報告について説明があり、報告された。

第2号議案 平成26年度収支決算報告及び監査報告の件

丸尾副支部長より平成26年度収支決算報告について説明があり、報告された。

中野監事より監査報告が行われた。

質疑応答は以下の通り。

（質問者）森田京子会員

「丸亀市との防災協定はどのようなものか」

(答弁者) 濱本支部長

「本会松本会長と丸亀市を表敬訪問した際、市側よりお話をいただき、その後丸亀市と本会広報部で協議を行い調印となりました。災害時での被災証明手続きでの協力等をするものです」

その他、質疑応答の有無が諮られたが質疑なし。議長より第1号議案、第2号議案の承認について賛成を求めたところ全員一致で承認された。

引き続き、第3号議案、第4号議案、第5号議案は関連議案であるので一括上程することを議場に諮ったところ、異議なしということで承認を得た。

第3号議案 平成27年度事業計画（案）に関する件

濱本支部長より平成27年度事業計画（案）について説明があった。

第4号議案 平成27年度収支予算（案）に関する件

丸尾副支部長より平成27年度収支予算（案）について説明があった。

第5号議案 平成27年支部会費徴収免除について

濱本支部長より平成27年度支部会費徴収免除についての趣旨等の説明があった。

質疑応答は以下の通り。

(質問者) 中野貞子会員

「支部からの連絡が来ない事があったが連絡網が機能していないのではないのか」

(答弁者) 濱本支部長

「従来通り 支部長-役員-各会員と連絡される事になっている。今後連絡がスムーズに流れるように現状を見直し、改善に向けて検討いたします。」

その他、質疑応答の有無が諮られたが質疑なし。議長より第3号議案、第4号議案、第5号議案について賛成を求めたところ全員一致で承認された。

第6号議案 定時総会への出欠確認及び委任状の取扱について

濱本支部長より現状の定時総会への出欠確認及び委任状についてハガキでの連絡という体制になっているが経費削減等を考慮に来年度よりFAXによる連絡としたい旨の説明があった。

質疑応答は以下の通り。

(質問者) 横田佳樹会員

「本会会長選挙では推薦状の押印は朱肉での印が必要となっている。この案では委任状への押印が朱肉のものでなくなるが（FAXなので）それで法的効果等の問題はないのか。」

(答弁者) 濱本支部長

「他の支部の状況や署名ではダメなのかなども含め確認をする」

議長より本件については法的効果の問題等もあるので再度理事会で協議検討を行うという案が出される

議長案に関し賛否を求めたところ全員一致で賛同を得た為第6号議案に関しては次期執行部で検討することとする。

第7号議案 任期満了に伴う支部長改選の件

選任規則に基づき議長が立候補者を募るがいなかったため議長は同規則に基づき支部長推薦委員会を招集し選考を行うこととした。

推薦委員会の選考の結果 丸尾良一会員が選任されこれを議場に諮ったところ全員の賛同を得られた為丸尾良一会員を新支部長と決定した。

第8号議案 その他役員を選考の件（本部役員推薦者を含む）

役員は役員選考委員会により選考されるものだが新支部長の選考した会員を役員として選任するという事かどうかという議長提案がなされる。

本提案につき賛否を求めたところ全員一致で賛同を得たので丸尾新支部長より新役員を発表。尚新役員氏名は下記の通り

支部長 丸尾良一

理事 林隆洋 木戸壽彦 溝渕壘 寺主吉輝 石村智彦 樫村静恵 前田徹

監事 中野貞子 滝多津子

質疑応答は以下のとおり

（質問者）横田佳樹会員

「副支部長は後日決定になるのか、決まっているのか」

（答弁者）丸尾副支部長（新支部長）

「林会員と木戸会員を予定している」との回答

また新役員全員を本部役員推薦者にすることができるのかという声が上がった為、松本会長に確認したところ最終的には本部役員選考委員会での調整となるが全員推薦者とする事自体は構わないとの回答を得る。

その他、質疑応答の有無が諮られたが質疑等なし。第8号議案に関して賛成を求めたところ全員一致で承認された。

9. 議長退任

横関賢二議長は議事終了を宣言した退任した。

10. 新支部長あいさつ

丸尾新支部長よりあいさつ あわせて新役員のあいさつ

11. 閉会の言葉 副支部長 林 隆洋

定時総会における議事の経過を明確にするため本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名押印する。

平成27年5月9日

香川県行政書士会中讃支部定時総会

議 長 横関 賢二 ⑩

議事録署名人 森元真由美 ⑩

議事録署名人 寺主 吉輝 ⑩

●西讃支部

平成27年5月8日（金）午後6時30分より、琴弾荘（観音寺市有明町10-22）において、平成27年度香川県行政書士会西讃支部定時総会を開催した。

会員総数　　：43名

出席者数　　：18名

委任状出席者：16名

上記の通りの出席により、総会は適法に成立した。

司会者篠原正幸会員より開式の辞の後、福岡淳支部長の挨拶並びに松本修会長の来賓祝辞があり、議長の選任に入った。

司会者より議長の選任方法につき諮ったところ、司会者一任の発言があり、司会者は異議なきことを確認の上、議長に稲田時久会員を指名した。

議長は議長席につき就任の挨拶をし、議事録作成者に谷佳彰会員を、議事録署名人に三宅重幸会員、森知之会員を選出し、議案の審議に入った。

議長より、第1号議案平成26年度事業報告の件と第2号議案平成26年度収支決算報告並びに監査報告承認の件は関連のある議案なので、併せて審議したい旨の提案があり、満場異議なくこれを承認したため同時に審議されることとなった。

第1号議案　平成26年度事業報告の件

第2号議案　平成26年度収支決算報告並びに監査報告承認の件

福岡淳支部長より平成26年度事業報告のあと、谷佳彰庶務会計より平成26年度収支決算報告並びに、田中幸監事より監査報告があり、質疑応答に移った。

真木大作会員より、雑収入の内訳及び新年名刺交換会出席の妥当性について質問があり、福岡支部長より、研修会参加費を雑収入としていること及び次回の名刺交換会の出席については役員会にて検討する旨の回答があった。

質疑応答の後、議長は、第1号議案、第2号議案につき承認を求めたところ、満場一致により承認可決された。

第3号議案　平成27年度事業計画案審議の件

福岡淳支部長より、平成27年度事業計画案の説明があり、満場一致により承認可決された。

第4号議案　平成27年度収支予算案審議の件

谷佳彰庶務会計より、平成27年度収支予算案の説明があり、満場一致により承認可決された。

第5号議案　役員改選の件

議長が、役員改選について一同に諮ったところ、執行部案により選考したらどうかとの提案があり、異議なく満場一致により承認された。

執行部案による選考結果を、福岡支部長より、

支部役員	支部長	福岡　淳
	副支部長	田中　幸
	庶務会計	森　知之
	幹事	高城尚子
		小畑美知子

監事	原田聡子
支部推薦本会役員	
理事	入江宏幸
理事	福岡 淳
綱紀委員	香川真弓
綱紀予備委員	齊藤信也
法規委員	森 知之

とする報告があり、一同に諮ったところ、満場一致により承認可決された。

第6号議案 その他

議長は、その他審議すべきことはないかを一同に諮ったところ、会員より発言はなく、以上をもって議事は終了したので、議長は、午後7時0分閉会を宣言した。

以上の決議の結果を明らかにするため、本議事録を作成し、議長および議事録署名人は次に署名押印する。

平成27年5月8日

平成27年度 香川県行政書士会西讃支部定時総会

議 長	稲田 時久	Ⓔ
議事録署名人	三宅 重幸	Ⓔ
議事録署名人	森 知之	Ⓔ

平成27年度 日本行政書士会連合会定時総会報告

副会長 入江 宏 幸

平成27年6月18日、19日 シェラトン都ホテル東京（東京都港区白金台）において、平成27年度日本行政書士会連合会定時総会が行われました。議事結果について、下記のとおり報告いたします。

本会からは、岩城隆文（会長）、石川秀幸（政連会長）、松本修（日行連定時総会議事運営委員長）、植松豊（日行連相談役）、入江宏幸（副会長）が出席しました。

総会は、平成26年度事業報告・決算報告、平成27年度事業計画（案）・予算（案）の承認決議の後、役員改選が行われました。役員改選において、会長には、選挙の結果、前佐賀県行政書士会会長の遠田和夫氏が新会長に決まりました。

記

1. 日 時：平成27年6月18日（木）午前10時45分から
6月16日（金）午前9時20分まで
2. 場 所：シェラトン都ホテル東京（東京都港区白金台1-1-50）
3. 出席者数：出席代議員224名（6月18日午前10時45分現在）
※代議員定数226名
出席役員54名
4. 議事結果：第1号議案 平成26年度事業報告 異議なし可決承認
第2号議案 平成26年度決算報告 異議なし可決承認
第3号議案 平成27年度事業計画（案） 異議なし可決承認
第4号議案 平成27年度予算（案） 異議なし可決承認
第5号議案 役員改選 異議なし可決承認

以上



ADR認証取得記念式典開催報告

行政書士ADRセンター香川 センター長 入江 宏 幸

行政書士ADRセンター香川は、法務省より平成27年3月10日に認証通知書の交付を受け、法務省「かいけつサポート」の認証解決機関第135号として事業を開始いたしました。行政書士会としては、北海道会に続き、11番目の認証となります。

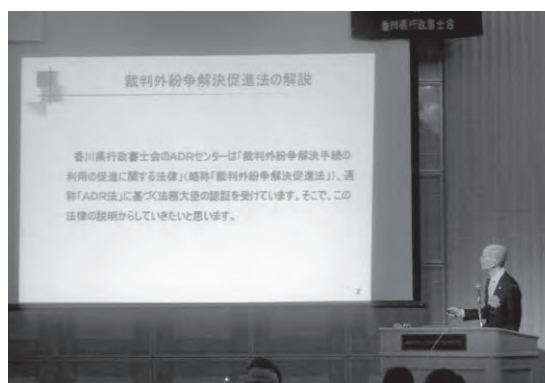
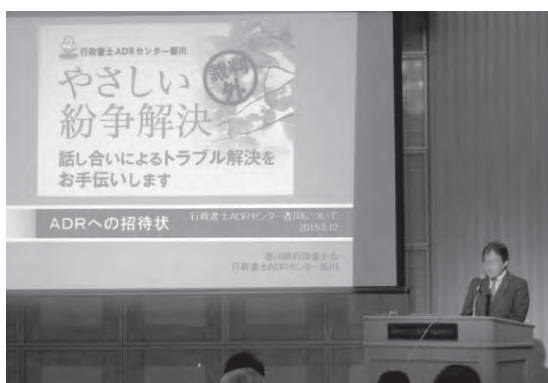
この認証取得を記念して、平成27年5月12日（火）、J Rホテルクレメント高松において、ADR認証取得記念式典を開催いたしました。

当日は、浜田恵造香川県知事、大西秀人高松市長、国会議員、県議会議員をはじめ、関係官庁、関係団体、加藤隆夫日行連裁判外紛争解決機関推進本部本部長、小笠原嘉宏四国地方協議会会長のほか多数のご来賓のご臨席を賜り、ご来賓の皆様からは、ADRセンターに対する期待と激励のご祝辞、ご挨拶をいただきました。

続いて、センター長より「行政書士ADRセンター香川」を紹介した後に、本会顧問弁護士でADRセンター手続関与弁護士である兼光弘幸氏を講師に「ADRのめざすもの、ADRの魅力～自主交渉援助型調停の可能性」をテーマにご講演をいただいたことで、ご臨席の皆様方にもADR制度をご理解いただき、また、交流を深める有意義な良い機会となりました。

本会会員を含め72人での盛大で和やかな式典がつつがなく開催されましたことは、ひとえに、ご臨席並びにご支援、ご協力いただきました皆様方のおかげと感謝申し上げます。

これからも、皆様方のご指導とご鞭撻をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。





やさしい紛争解決～話し合いによるトラブル解決をお手伝いします

行政書士ADRセンター香川について

1. 香川県行政書士会の取り組み

平成19年度定時総会において、裁判外紛争解決制度に関する調査・研究及び機関の設置に関する事項を追加して会則を改正しました。その後、平成19年度からADR等対策委員会、平成22年度からADR研究委員会、平成24年度からADR委員会において、「行政書士ADRセンター香川」の機関認証申請の実施に向けての事業を実施して、以下の過程を経て、平成27年3月10日に法務大臣認証裁判外紛争解決機関第135号として認証を取得しました。

◎認証申請から決定までの過程

平成26年 3月 6日 認証取得に関する意思決定（平成25年度第6回理事会）



7月18日 事前相談



12月13日 認証申請に関する意思決定（平成26年度第5回理事会）

12月17日 認証申請（法務省大臣官房司法法制部審査監督課）

- ・ 認証申請書提出（法第8条第1項、規則第4条、同第5条）
- ・ 添付書類提出（法第8条第2項、規則第6条）
- ・ 手数料納付（法第8条第3項、令第3条、規則第7条）



法務大臣の審査

- ・ 認証基準等の審査（法第6条）
- ・ 欠格事由の審査（法第7条）



平成27年 1月20日 意見聴取等（現地調査）

- ・ 団体所管大臣等との協議（法第9条第1項）
- ・ 警察庁長官への意見聴取（法第9条第2項）
- ・ 認証審査参与員への意見聴取（法第9条第3項）
- ・ 都道府県知事等への協力依頼（法第29条）



3月10日 処分の決定

認証通知書の交付

- ・ 認証番号 第135号
- ・ 認証年月日 平成27年3月10日



3月26日 情報公表

- ・ 官報への公示（法第11条第1項）
- ・ ホームページへの掲載（法第31条、規則第20条）



・関係機関（日本司法支援センター等）への情報提供

2. 行政書士ADRセンター香川の特色

(1) 4つの専門分野

行政書士の専門的知見に即し、Ⅰ. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争、Ⅱ. 自転車事故に関する紛争、Ⅲ. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争、Ⅳ. 居住用賃貸物件に関する敷金返還又は原状回復に関する紛争の4つの専門分野を定めています。

◎取り扱う紛争分野の具体例（香川県内での紛争が対象です。）

Ⅰ. 外国人の職場環境・教育環境に関する紛争

〔具体例〕・外国人に対する職場のハラスメント

- ・外国人の職場での待遇についての不満
- ・外国人の就学者に対するいじめ
- ・外国人就学者の学校に対するクレーム

Ⅱ. 自転車事故に関する紛争

〔具体例〕・自転車と自転車の衝突

- ・自転車と歩行者との衝突
- ・自転車が引き起こした物損事故

Ⅲ. 愛護動物（ペットその他の動物）に関する紛争

〔具体例〕・ペットによる噛みつき、引っかき事故

- ・ペットが受けた噛みつき等の傷害事故
- ・ペットの医療事故
- ・血統書付きペットの売買に関する紛争
- ・ペットの鳴き声をめぐる紛争
- ・所有者のいない猫へのエサやりに関する紛争

Ⅳ. 居住用賃貸物件に関する敷金返還又は原状回復に関する紛争

〔具体例〕・敷金精算に関する紛争

- ・賃貸物件の原状回復費用の負担割合に関する紛争

(2) 紛争解決にふさわしい調停人の選任

専門的な経験と所定の研修・トレーニングを修了した調停人を、申込案件ごとに選任します。

(3) 調停手続についての事前相談

調停手続を実施する前の段階において、当センターにおける調停手続に関する相談と説明を行います。（無料）

(4) 弁護士の助言体制

弁護士との契約により、事案の性質に即して、弁護士が助言者として、あるいは調停人として調停手続に参加します。

3. 利用の方法

まずは、お問い合わせ下さい。

受付時間は、火曜日、木曜日10:00～16:00です。ただし、年末年始、夏季休暇、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日は、休みとなります。

①事前相談の予約をします

※事前相談とは、調停手続をお申込みいただく前に行うことになっている、面談による、手続に関するご説明のことです。事前相談は無料です。

②事前相談と重要事項の説明

③調停の申込み

④費用は、30,000円（消費税込）です。

申込みのときに次のとおりお支払いいただきます。

（内訳） 申込手数料 10,000円

第1回目の期日手数料 20,000円

※平成29年3月31日までは、申込手数料は無料です。

※平成29年3月31日までの期日手数料は10,000円（税込）です。

⑤相手の方への呼びかけ

お申込みが受理されると、センターより相手の方への呼びかけを行います。相手の方からも当センターへの調停を依頼（応諾）いただけますと、センターにおいて調停人が選任され、話し合いが始まります。

4. 調停の方法

調停は、当事者同士がご自身の言葉で話し合いを行い、両者が本音から満足できる解決策を導くプロセスを重要視している「自主交渉援助型調停モデル」の手法で行います。そのため調停人は法律的な評価や判断は行いません。

5. 調停人の選任

調停人は、香川県行政書士会に所属する行政書士のうち、ADRに関する所定の研修・トレーニングを積み、紛争範囲ごとの基準を満たした者より選任されます。専門分野ごとに調停人がおり、この調停人が公正中立な進行役（ファシリテーター）となって、当事者同士の話し合いを促進してトラブル解決のサポートにあたります。

6. 調停人になるための要件

調停人には、①法的知識、②紛争解決能力、③専門分野知見と④一定の業務経歴（5年以上）が求められます。

調停人になるためには、調停人養成研修又はこれに準ずる研修を修了し、その科目ごとに効果測定において、8割以上の正解の水準にあると認められること、又、人格見識ともに優れていると認められることが必要です。

7. 調停人の養成研修の実施

調停人を養成するために次の内容に準じて、調停人養成研修プログラムを実施します。

（1）法的能力に関する研修

①ADR概論 10時間（2日）

②民法 20時間（4日）

③その他法律科目 20時間（4日）

（2）紛争解決能力に関する研修

①調停技法（初級編） 15時間（3日）

②調停技法（中級編） 15時間（3日）

③調停技法（上級編） 10時間（2日）

（3）専門分野に関する研修

①外国人関係 10時間（2日）

②自転車事故 10時間（2日）

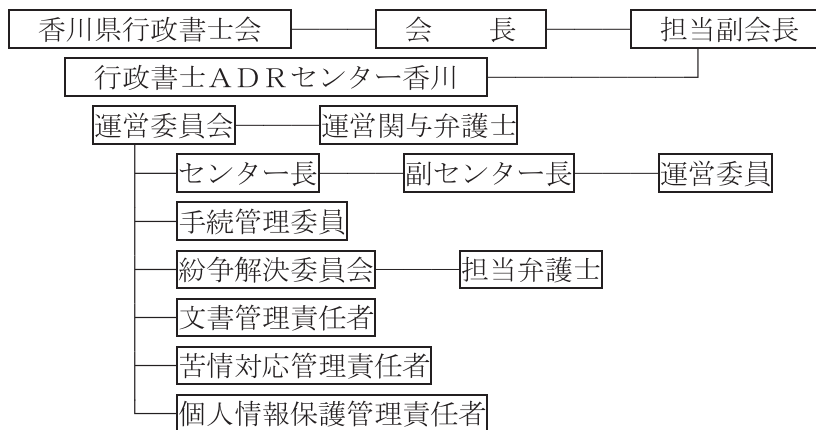
③愛護動物 10時間（2日）

④敷金原状回復 10時間（2日）

調停人候補者名簿への登載のために必要な研修は、継続的に開催します。

この研修における知識の習得は、将来の調停人候補者名簿への登載に関わらず、今後、依頼者からのニーズに応える行政書士として、職域拡大と能力担保を行う上で、会員皆様の業務にも有益な研修内容となっていますので、市役所等の相談員の方はもとより、さらなる知識の向上を目指される方におかれましても、積極的に、ご受講いただければと思います。

8. 行政書士ADRセンター香川の組織図



9. ADR法による認証を取得して業務を行うということ

行政書士会がさまざまな条件をひとつひとつクリアして、認証を取得してADRを事業として行うということは、紛争解決機関としての社会的な認知を獲得することになります。認証は単なる登録申請とは違い、最も難易度の高い行政行為であり、それは、単なる許認可だけでなく、紛争解決までパッケージとして扱うということで、行政書士が名実ともにプロフェッショナルとして社会的に評価されるための試金石であると言えます。

ADRセンターとして、専門的知見を活用して、資質の向上、社会的地位の向上を図りながら、県民に寄り添い、迅速な紛争解決に取り組んでいきたいと考えていますので、今後とも、皆様方のご支援とご協力をたまわりますようよろしくお願い申し上げます。



行政書士ADRセンター香川 概要説明書

1 紛争の範囲（規則第5条）

- (1) 外国人の就労、就学に関する紛争
- (2) 自転車と自転車又は自転車と歩行者との事故に関する紛争
- (3) 愛護動物に関する紛争
- (4) 居住用建物賃貸借に関する敷金返還又は原状回復をめぐる紛争

2 調停人の選任の方法（調停規程第23条第1項）

センター長が、申込みに係る案件ごとに選任。

3 調停人候補者の職業又は身分の概要（規則第14条第2項、別表）

- (1) 本会が実施する調停人養成研修を修了し、かつ、紛争の範囲ごとの基準を満たす行政書士
- (2) 弁護士

4 調停手続の実施に際して行う通知の方法（調停規程第7条）

普通郵便、ファクシミリ、電子メール又は電話により行う。ただし、次の通知は、配達証明又はこれに準ずる方法で行う。

- ① 申込の受理又は不受理の通知
- ② 相手方に対する確認の通知
- ③ 相手方が調停手続に応じず調停手続が終了した場合の通知
- ④ 合意書の送付
- ⑤ 調停手続の終了の申出により調停手続が終了した場合の当事者への通知
- ⑥ 調停人が当事者間に和解が成立する見込みがないものとして調停手続が終了した場合の当事者への通知
- ⑦ その他の事由により調停手続が終了した場合の当事者への通知

5 標準的な手続の進行（調停規程第9条～第38条）

（別紙フローチャート参照。）

6 紛争の当事者が本センターに対し調停手続の実施の依頼をする場合の要件及び方式（調停規程第11条、第22条、費用報酬規程）

- (1) 申込人
 - ① 調停申込書を提出すること。

② 申込に係る紛争について参考となる資料を有しているときは、その資料を提出すること。

③ 申込手数料 10,000 円（消費税込）及び第 1 回の期日手数料 20,000 円（消費税込）を納付すること。

※ ただし、平成 29 年 3 月 31 日までの申込手数料は無料とし、期日手数料は 10,000 円（消費税込）とする。

(2) 相手方

① 調停手続に応じる旨を記載した調停依頼書を本センターに提出すること。

② 依頼に係る紛争について参考となる資料を有しているときは、その資料を提出すること。

7 本センターが紛争の一方の当事者から前号の依頼を受けた場合において、紛争の他方の当事者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、当該紛争の他方の当事者がこれに応じて調停手続の実施を依頼するか否かを確認するための手続（調停規程第 20 条）相手方に対し、調停手続を依頼するかどうかの意思について照会する書面を送付する。（回答がない場合は、本センターから電話などの方法により調停手続を依頼するかどうかの意思を確認する。）

8 調停手続において提出された資料の保管、返還その他の取扱いの方法（調停規程第 8 条、資料の保管等に関する規程）

(1) 本センターでは資料の写しを作成し、原本は原則としてその場で返還する。ただし、必要な場合は資料を保管する場合がある。

(2) 提出された資料は、施錠された保管庫に保管する。

9 調停手続において陳述される意見又は提出され、若しくは提示される資料に含まれる紛争の当事者又は第三者の秘密の取扱いの方法（規則第 22 条～第 25 条、文書管理規程）

(1) 手続非公開の原則

調停手続は非公開とする。ただし、当事者の同意を得て、終了した調停手続の概要（当事者の氏名等が特定されないよう措置を講じたものに限る。）を公表する場合がある。

(2) 秘密保持義務

本会の役員及び職員、運営委員等その他本センターの業務を処理し又はその補助をする者は、規則に基づく秘密保持義務が課されており、当該義務を遵守する旨の宣誓書を提出している。（認証取得後、該当者は「宣誓書」を提出。）

(3) 秘密保持のための措置

- i) 調停手続の実施記録、合意書に関する文書は、本センターが定める文書管理規程に基づき、秘密文書として取り扱われる。
- ii) 当事者及び第三者の秘密を保持するため、秘密文書については施錠のできる設備に保管し、電磁的記録についてはアクセス制御等の措置を講じている。
- iii) 保存期間を経過した文書は、管理責任者（センター長）において、文書の記載事項が判読できないよう裁断し、電磁的記録については記録された情報が復元できない措置を講じたうえ廃棄する。

10 紛争の当事者が調停手続を終了させるための要件及び方式（調停規程第36条）

- (1) 本センターに所定の書面を提出する。
- (2) 調停手続の期日においては調停人に口頭で終了の旨を告げることも可。

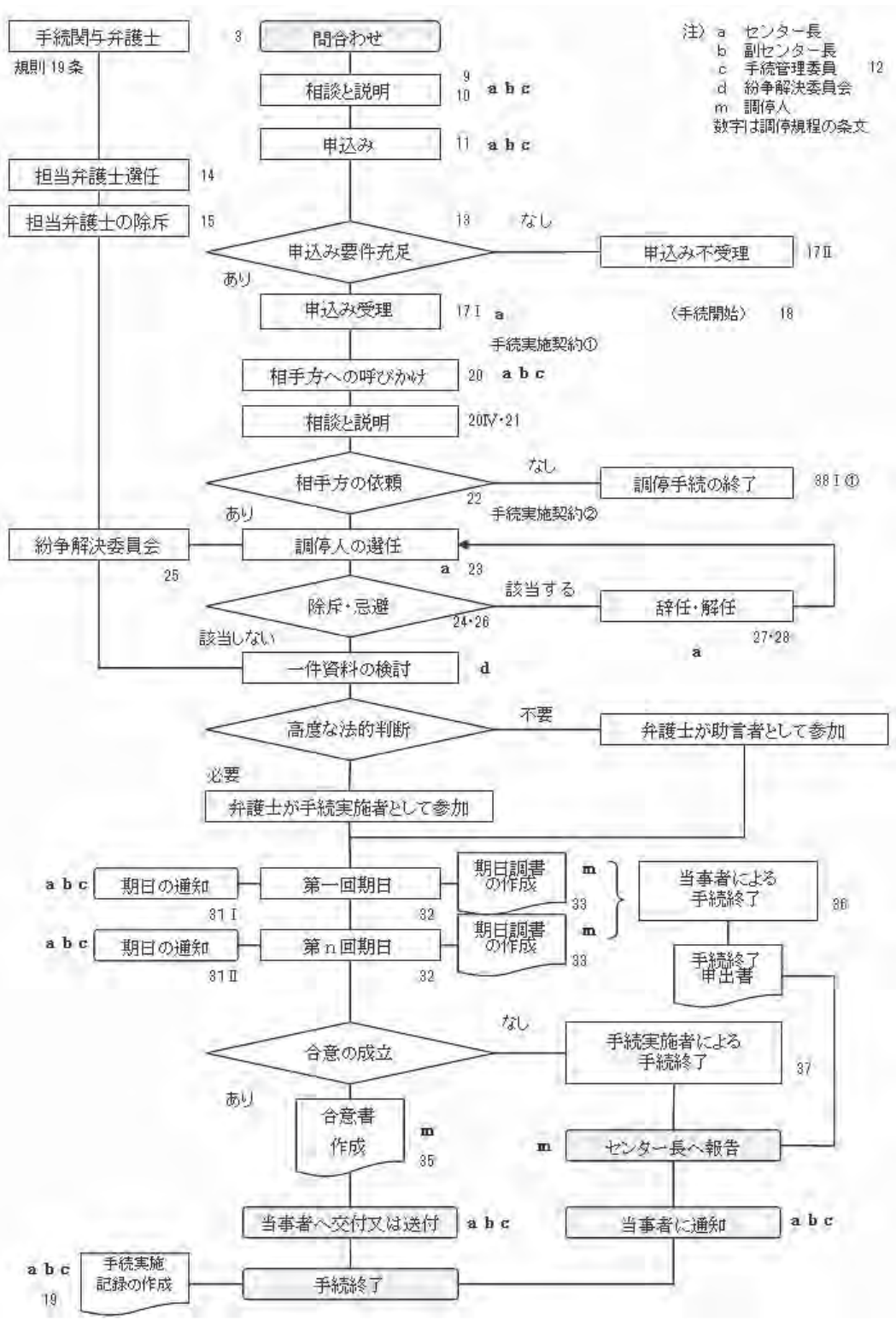
11 本センターが紛争の当事者から支払を受ける報酬及び費用の額及び支払方法（規則第26条、費用報酬規程）

- (1) 申込手数料10,000円（消費税込）及び第1回の期日手数料20,000円（消費税込）については、申込人が申込みと同時に現金で本センターに納付する。
- (2) 第2回目以降の期日手数料20,000円（消費税込）については、それぞれの調停手続の期日を開始する前までに、当事者双方がそれぞれ平分して現金で本センターに納付する。
- (3) (1)及び(2)にかかわらず、当事者は、合意により申込手数料及び期日手数料を分担することができる。
- (4) (1)及び(2)にかかわらず、平成29年3月31日までの申込手数料は無料とし、また、期日手数料は10,000円（消費税込）とする。

12 本センターが行う調停手続の業務に関する苦情の取扱い（規則第28条、苦情対応規程）

- (1) 本センターに対する苦情は、苦情申出書によるほか、この様式によらない文書（電子文書を含む。）、電話又は口頭による申出によっても苦情対応窓口で受け付ける。
- (2) 寄せられた苦情に対しては、苦情受付担当者が苦情を受け付けた日から3日以内に回答する。3日以内に回答できない場合はその旨を3日以内に連絡し、当該連絡の日から最長14日以内に回答する。

別紙 行政書士ADRセンター香川 フロー図



コスモスかがわ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター香川県支部（以下、「コスモスかがわ」と呼びます。）は、現在20名程の会員（この場合、コスモスかがわの会員を指します。）で構成されています。平成23年にコスモスかがわは活動を開始し、平成27年7月31日をもって4年間活動したこととなります。ここまでやってこれたのも香川県行政書士会のコスモスかがわの活動への理解とご協力によるものであり、常日頃の協力体制に大変感謝しております。

別組織でありますのであまり書けませんが、コスモスかがわの現状と今後の活動を少し書いてみます。

コスモスかがわの現状

- ①現在までのコスモスかがわの広報活動は、会員の個別広報活動に頼らざるを得ませんでした。しかし、予算と会員数、成年後見関係団体等の認知度の低さから、十分な手ごたえを得られたかどうか不安なところがあります。これは支部長として、ある程度の責任を感じているところではあります。
- ②「成年後見制度への行政書士の取り組みは、絶対に行政書士の業務と言ってはならない。一般市民の立場として取り組む社会貢献である。」ということを周知してきたつもりですが、会員から届くコスモス関係の書類に職印が押印されているのを目にすると、コスモスかがわの会員全員に成年後見制度への取組みについての徹底した認識ができていない事実には愕然としています。
- ③法律の面からも成年後見制度を考慮すると、弁護士法第72条や司法書士法第73条の規定があり、家庭裁判所への成年後見制度申立書の作成は、弁護士と司法書士しか行えません。
- ④このような①②③の事実を踏まえて広報活動を行っても、訪問先で「業務じゃないのに、何故そんなに頑張れるの?」「行政書士さんは申立書の作成できませんよね?」という質問を受けることがあり、なかなかコスモスかがわの活動について認知してもらうことが難しいです。ずばり書くと、〈何某かの高齢者をターゲットにした怪しい団体〉と受け止められることもあります。
- ⑤しかし、成果が全く0という訳ではありません。現在は、コスモスかがわで数件ではありますが、後見制度や後見人に関する案件を受任しています。
- ⑥また、家庭裁判所や高松市包括支援センターの出前出張講座で関係団体との連携を図っています。
- ⑦高松市の古高松包括支援センターからは、年に数件ですが成年後見制度の相談を受けることもあります。

コスモスかがわの今後の活動

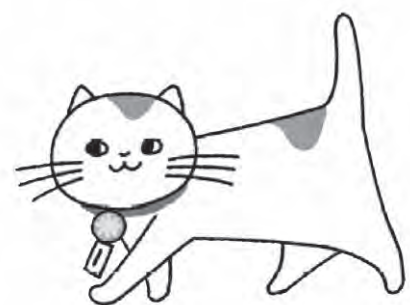
⑧今後は、香川県行政書士会のたくさんの会員の方に、包括支援センターが行う「認知症サポーター養成講座」を受講してもらい、包括支援センターとの連携をより一層深める。認知症サポーターが増えると包括支援センターへのアピール材料のひとつとなりますので、香川県行政書士会に協力を申し出る予定です。

⑨地域のイベントに参加できるように活動を行います。この4年間でイベントに参加することは0でしたが、平成27年8月1日の夕方に、さぬき市辛立文化センターで行われる人権集会イベントに無料相談のブースを出店することとなりました。

地域に密着型のこじんまりとしたお祭りですが、さぬき市長さんやさぬき市職員、三木町職員（視察に来ています。）も訪れ、さぬき市ケーブルTVの取材もありますので、是非、この活動は広めていこうと思っています。（さぬき市は年2回お祭りに参加できそうです。）

⑩公民館での無料相談会を今年度から実施しています。（今年度はさぬき市内のみ）公民館によれば、コスモスのポスターを張っていただけ、公民館を利用する団体役員に対して広報の協力をしてもらえる公民館もありますので。これも辛抱強く行っていこうと思います。

⑪また、イオンモール綾川での無料相談も、今後も月一回のペースで行っていく予定です。（奇数月は第2火曜日、偶数月は第2土曜日）



会議・研修等 出席者による報告

報告者：業務研修部 山田總子

用 務 名	平成26年度外国人留学生等の入国・在留に関する実務懇談会（講師として参加）
日 時	平成26年8月1日（金）14時～17時
用 務 地	香川大学教育学部411教室
主 催 者	香川大学国際グループ
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生支援セミナー ・留学生採用の際の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 在留資格について 在留資格の変更手続き 外国人雇用のルール 社内受入体制整備 個別相談など

報告者：業務研修部 山田總子

用 務 名	平成26年度地域中小企業海外人材確保定着支援事業留学生採用支援セミナー（講師として参加）
日 時	平成26年11月21日（金）16時30分～17時30分
用 務 地	高松シンボルタワー 17階会議室
主 催 者	香川大学国際グループ
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生支援セミナー ・留学生採用の際の留意点 <ul style="list-style-type: none"> 在留資格について 在留資格の変更手続き 外国人雇用のルール 社内受入体制整備 個別相談など

用 務 名	「暮らしの総合行政相談」(相談員として参加)
日 時	平成26年11月27日(木) 10時30分～15時30分
用 務 地	観音寺市立中央図書館 2階 多目的ホール
主 催 者	四国行政評価支局、共催：観音寺市
内 容	<p>次第 開所式(受付処理対応等の説明) 10:20 相談受付開始 10:30 相談受付終了 15:15 閉所式 15:30</p> <p>香川県行政書士会に対する相談件数 5件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 遺言書の作成及び作成済みの内容についての相談 2 相続人がいない場合、相続時の生前対策 3 相続手続きが完了していない場合の農地の名義変更の手順 4 相続人に対し財産の分け方の相談 5 相続人に生前贈与手続き等の助言と贈与時の税額について (税理士コーナーに回そうと思ったが、判断資料等持参していないので、額の計算は出来ない旨伝え改めて資料持参することで了解を得た)
成果及び感想	<p>数回、当相談会の相談員として出席したが、受付(行政評価支局の職員)で司法書士と行政書士の業際が理解されていないようで、当然行政書士業務であろう相談も司法書士の方に案内されていた。当日、受付職員には、行政書士が対応できる業務をPRしたが、あまり効果がでない。どのようにすれば理解してもらえるか?考える必要がある。</p>

用 務 名	近畿地方協議会・平成26年度第2回HP担当者会議
日 時	平成26年12月19日(金) 15時～17時
用 務 地	大阪府行政書士会館 4階第4会議室
主 催 者	日本行政書士会連合会 近畿地方協議会
内 容	<p>討議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. Q&A、お役立ち情報について 2. HP担当者会議規約について 3. 分担金について 4. トピックスの担当について 5. 単位会情報交換 6. その他
成果及び感想	<p>近畿地方協議会単位会、北海道会、静岡会、香川会によるホームページの共同コンテンツの運用について、現状と今後の対応について討議した。</p> <p>Q&Aは、お役立ち情報については十分に活用されていないもあり、廃止することになった。規約、分担金については、会議の結果をふまえ、近畿地方協議会会長会で協議することになった。</p>

用 務 名	今後の事業継承セミナーについて
日 時	平成27年2月4日（水） 14時30分～17時00分
用 務 地	高松テルサ3階 307号室
主 催 者	日本政策金融公庫 国民生活事業 木村安宏
内 容	<p>1. 事業継承セミナーの結果について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前の報告では参加企業数は9社とのことであったが、当日は欠席も何社か見受けられた。 ・質問は無かったものの、参加者の反応は良かった。 <p>2. 講演の内容について</p> <p>(1) 前半の講師 横関賢二会員（※後半の講師は税理士） 演題：「[人・もの]にまつわる事業継承で起こる問題」 ～今すぐやらねばならない対策～ 内容：事業継承全般についての話であったが、具体的事例を挙げて、大変分かり易い内容、話し方であった。</p> <p>(2) 今後の方向性 今回の横関会員の話の内容は、今までの職務経験、専門性を活かした事業継承全般であったが、今後は、知的財産経営から見た事業継承とか許認可関係のそれぞれの専門性を活かした内容の事業継承とか、何かに特化したものでも良いのかなあという印象を受けた。 ただ、参加企業の業種にバラつきがあるため、特定の許認可関係の話だけでは講師が務まらない。幅広い知識が求められるため、講師の選定が今後の課題になってくる。</p> <p>3. 今後について</p> <p>(1) 事業継承セミナーについては、他の士業との関係もあるので、共催とか後援をかせげず、講師の推薦はするが、後はその会員と個別に話し合いを進めてもらいたいということ話を話した。</p> <p>(2) 日本政策金融公庫の社内勉強会（業務上、知識として知っておかなければならない許認可関係の勉強会）での講師派遣を提案したところ、大変喜ばれ、前向きに検討させてもらうとの返事をいただいた。</p>

用 務 名	事業継承フォーラム in 愛媛
日 時	平成27年2月19日 13時00分～17時00分
用 務 地	愛媛県松山市久米窪田町337番地1（テクノプラザ愛媛）
主 催 者	愛媛県行政書士会
内 容	<p>1. 開会 開会挨拶 愛媛県行政書士会会長 矢野浩司</p> <p>2. 講演者紹介</p> <p>3. 【第1部】基調講演 「会社のDNAを未来につなぐ～知的資産経営の視点からの事業継承：事業の意義、魅力、価値を活かす視点～」 ジュピター・コンサルティング株式会社 代表取締役 大山雅己様</p> <p>4. 【第2部】パネルディスカッション 「知っておきたい 事業継承のポイント！」 モデレーター 大山雅己様 パネリスト 竹本工業株式会社 代表取締役 竹本康明様 福泉株式会社 代表取締役 福泉秀人様 愛媛信用金庫 地域事業振興部長 松尾和洋様 行政書士 西元康浩（大阪府行政書士会）</p> <p>5. 閉会 閉会挨拶 愛媛県行政書士会副会長 仙波十三夫</p>
成果及び感想	<p>（第1部）基調講演では、最近の動向・行政書士の役割について研修する。事業継承の取り組みの核心は、相続や相続税の問題・対策ではなく、文字通り「事業」の「継承」である。従来の成長発展、経営革新からこれからの時代、創業から発展、改善、継承まで、所謂、成長発展のみならず事業の持続的発展を中小企業のライフステージの各面で、コーディネイト機能として中小企業に寄り添う支援が期待されている。行政書士としての役割は、「無形財産」の「権利・保護化」を支援する、所謂、特許やノウハウ等の「知的資産」だけでなく組織や人材、ネットワーク等の企業の強みとなる資産を総称する幅広い考え方である。つまり、今まで評価されなかった「知恵・工夫・経験」を見える書類にする。（第2部）パネリストの行政書士、西元康弘氏の「行政書士が行う伴走型支援とは、指導者になることではなく、伴に走り（経営課題を考え）経営者の状態を把握し、有効な情報を提供し、経営者が事業継承出来るように支援するパートナーになることだ。」と言ったことが印象に残る。中小企業に寄り添う敬聴力・情報のデータベース化能力を持って貢献すれば行政書士業務として発展するものと期待する。また、中小企業・金融機関からパネリストとして参加され、実際の事業継承・事業転換の内部環境の強み弱み等意見を拝聴できたことは有意義な研修でした。</p>

用 務 名	平成26年度ADR調停人養成研修（大阪）
日 時	平成27年2月25日（水）午後1時～2月27日（金）午後2時
用 務 地	大阪府行政書士会館 3階会議室
主 催 者	日本行政書士会連合会 裁判外紛争解決機関推進本部
内 容	対象：平成24・25年度ADR調停人講師養成研修受講者（22名） 内容：（1日目）ワークショップ・デザイン、プログラム・デザイン （2日目）グループワーク概論、集団の心理学、グループワーク、対話促進型同席調停で重要なこと （3日目）ワークショップ・デザイン演習、全体振り返り 講師：伊藤 浩 日行連ADR本部 委員 杉山久美子 日行連ADR本部 副本部長 光永謙太郎 日行連ADR本部 委員
成果及び感想	成果：講師から一方的に話を聞くのではなく、参加者が主体的に議論に参加し、協同体験を通じて創造と学習を生み出すワークショップについて学習し、実際にワークショップをデザインする体験をすることにより、調停人を養成するために役立つ手法や知識を得ることができた。 感想：3年間のADR調停人講師養成研修を受講して得た成果を基礎とし、香川会における調停人養成のための研修を更に充実したものにしていきたい。

用 務 名	平成26年度 地域密着型金融に関するシンポジウム
日 時	平成27年2月25日（水）13時10分～16時30分
用 務 地	高松市玉藻町9-10（アルファあなぶきホール 多目的大会議室）
主 催 者	四国財務局
内 容	〈基調講演〉 1. 「事業継承の現状と課題」 吉本和巨氏（中小企業基盤整備機構 四国本部） 2. 「事業継承による企業の活性化」 平田喜一郎氏（株式会社ヒューテック 相談役） 〈パネルディスカッション〉 テーマ 「円滑な事業継承による地域経済の活性化」 パネリストは、上記2名の他 以下のとおり。 三好貴志男氏（みどり合同税理士法人 代表社員） 矢野 年紀氏（百十四銀行 取締役専務執行役員） 山田 康博氏（四国財務局 理財部長） コーディネーター 田嶋万友香氏（瀬戸内海放送アナウンサー）
成果及び感想	事業継承とは、企業の様々な財産である「人・物的事業資産・資金」等を円滑に引き継ぐことであるが、その中でも後継者の育成が一番の問題点となっている。後継者は第2・第3の創業者の立場であり、そのためにも一般的には、育成には5年から10年は必要と言われる。まだまだ大丈夫と言われる社長の意識改革が求められている。 吉本氏の基調講演は、種々の統計資料を基にした「現状と課題」を示しており興味深いものであった。

用 務 名	四国地区電子政府推進員懇談会（地域懇談会）
日 時	平成27年2月26日（木）14時00分～16時00分
用 務 地	高松市松島町一丁目17-33（高松第2合同庁舎 四国行政評価支局）
主 催 者	総務省行政管理局 電子政府推進員事務局
内 容	<p>〈出席者〉計6名 齋藤壽男氏（行政管理局 情報システム管理室長） 木村優子氏（行政管理局 事務局担当事務官） 本田道夫氏（かがわ情報化推進協議会 会長、香大 名誉教授） 高橋卓弥氏（高知県社会保険労務士会 理事） 福永 正氏（株式会社 三光システム 常任監査役） 横田佳樹（香川県行政書士会 副会長）</p> <p>オンライン手続の利用状況及び改善取組計画について事務方より説明を受ける。</p> <p>〈意見交換〉 手続運用の説明書について、開発者の目線で記載されており分かりづらい。一般の年配者にも容易に理解出来るよう配慮願いたいとの意見あり。 普及率で最も低いのが社会保険・労働保険手続関係との事で、今後は出前研修も考慮に入れているとのことであった。</p>
成果及び感想	<p>各エリアごとに定期開催されるので予算の都合もあると思うが、申請業務に携わる各士業の代表がもっと参集し、所轄分野ごとに活発な意見交流が出来ればと思う。</p> <p>「国民の利便性の向上」の観点から見て、OSSを例に出して発言したが、「これは政治的要素の強い事案ですので」との事であった。「誰でも、いつでも、どこからでも」の理念が、現実には国民の公平な機会を確保出来ていないので、今後とも発信していきたい。</p>

用務名	第3回 四国ブロック社会保険未加入対策推進地方協議会
日時	平成27年3月4日（水）15時00分～16時30分
用務地	高松サンポート合同庁舎 低層棟2F アイホール
主催者	国土交通省 四国地方整備局
内容	<p>1. 全国協議会の取組状況について</p> <p>2. 四国地域における推進状況等について</p> <p>①四国地方整備局における取組内容について</p> <p>②関係行政機関における取組内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県労働局 ・日本年金機構 四国ブロック本部 <p>③各種建設業団体における取組内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本建設業連合会 四国本部 ・愛媛県建設業協会 ・建設産業専門団体 四国地区連合会
成果及び感想	<p>29年度の完全実施に向けて、法定福利費の確保をより強化するという国家施策の表明であった。</p> <p>見積書の中に、法定福利費を内訳明示することを周知徹底して欲しいとのことであった。</p> <p>大手ゼネコンに直結する地元大手企業団体は、国の方針に協力するという姿勢で何ら異存意見もなかった。</p> <p>各種専門工事団体からは、景気の先行感が不透明な中、所属企業の経営者達に押しつけることには抵抗もあり、景気動向を見ながら慎重に検討したいとのことであった。</p> <p>総合建設業者と専門工事業者との間に温度差が感じられる。</p> <p>景気変動に関係なく上部団体である元請けの実行力にかかっており、これまでの実態から弱者である下請けの悲鳴の声でもある。</p>

用務名	ADR調停人講師養成研修（総括研修）
日時	平成27年3月16日（月）午後1時～3月18日（水）午後2時
用務地	虎ノ門タワーズオフィス8階ROOM7（港区虎ノ門4-1-28）
主催者	日本行政書士会連合会 裁判外紛争解決機関推進本部
内容	<p>対象：平成25・25年度ADR調停人講師養成研修受講者（41名）</p> <p>内容：（1日目）・話し合いのヒントー説明と練習（共通基盤とレヴェレイジ、謝罪の取り方、差異の顕在化、イシューの作り方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロールプレイと振り返り <p>（2日目）・ロールプレイと振り返り（観察者による評価、申込人が2名の場合の調停）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修復的司法と集団の合意形成 <p>（3日目）・合意形成のロールプレイと振り返り</p> <p>講師：レビン小林久子 公益社団法人日本仲裁人協会理事</p>
成果及び感想	<p>成果：観察者による評価、申込人が2名の場合の調停、複数当事者の合意形成等様々なロールプレイを体験をすることにより、調停人を養成していくために必要な理論やスキルを学ぶことができた。</p> <p>感想：3年間のADR調停人講師養成研修及び総括研修を受講して得た成果を基礎とし、香川会における調停人養成のための研修を更に充実したものにしていきたい。</p>

報告者：業務研修部 畠山俊二郎

用 務 名	改正入管法に関する研修会
日 時	平成27年3月24日13時30分～16時30分
用 務 地	東京 シェーン・バツハ・サボー 1F 大会議室
主 催 者	日本行政書士会連合会 中央研修所と申請取次行政書士管理委員会の共催
内 容	1. 平成26年改正入管法の概要 2. 平成26年改正入管法に伴う入管法施行規則改正等の概要 3. その他 質疑応答 (講師名) 法務省入国管理局 参事官 法規係長 植野真美氏
成果及び感想	○在留資格「技術」「人文知識・国際業務」の1本化 ○在留資格「留学」を小中学生にも適用 ○在留資格「投資・経営」を「経営・管理」に変更して、外資要件を削除 ○高度外国人材の受入れ促進、ポイント制の採用 「高度専門職第1号」「高度専門職第2号」の創設

報告者：広報部 部長 入江宏幸

用 務 名	平成26年度 香川県四土業災害時支援協議会
日 時	平成27年3月25日 16時～17時30分
用 務 地	香川県土地家屋調査士会館 会議室
主 催 者	幹事会 香川県土地家屋調査士会館
内 容	香川県四土業災害時支援協議会
成果及び感想	(1) 今年度の振り返りと今後の活動について 香川県行政書士会 石川副会長より香川県四土業災害時支援協議会の設立経緯の説明ののち、今後も、継続して、四土業が連携していくことを確認した。 (2) その他 香川県行政書士会松本会長より、高松市、丸亀市との災害時支援協定についての報告があった。

報告者：副会長 竹内良一

用 務 名	平成27年度税理士会総会 来賓として代理出席
日 時	平成27年6月15日
用 務 地	高松市：リーガホテルゼスト高松
主 催 者	四国税理士会連合会高松支部
内 容	総会に来賓として出席。総会後のパーティに出席。
成果及び感想	①盛会であった。②来賓に政治家がおらず、香川県行政書士会総会とは趣が大きく異なることに驚いた。

〈お知らせ〉 ※以下内容は HP へ公開しております。また、すでに周知済みです。

香川県行政書士会 HP URL : <http://www.k-gyosei.net/top/login>

●官公署からの受信文書

26さ農委第 162号
平成26年12月19日

香川県行政書士会長 殿

さぬき市農業委員会 松原 俊幸



農地法等各種申請書の締切日について（周知）

寒冷の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は各種法律等の適正な手続きについて、ご理解ご協力を賜り篤くお礼申し上げます。

さて、当市委員会の農地法等各種申請書の受付の締切日ですが平成27年4月分から平成28年3月分迄のものについては別紙のとおり予定しています。

ご理解の上、貴下会員各位へのご周知をお願い致します。

記

- ・農地法等各種申請書締切日

別紙のとおり

お問い合わせ先

さぬき市志度5385番地8

さぬき市農業委員会事務局

☎ 087-894-9212

Fax 087-894-9666



平成27年度農業委員会各種申請締切日

さぬき市農業委員会

	各申請書受付締切日
4月	6日(月)
5月	7日(木)
6月	5日(金)
7月	6日(月)
8月	5日(水)
9月	7日(月)
10月	5日(月)
11月	10/29日(木)
12月	11/24日(火)
28/1月	5日(火)
28/2月	5日(金)
28/3月	7日(月)

毎月の申請締切日は厳守して頂けますようお願いいたします。

26農政第68772号
平成27年2月3日

香川県行政書士会会長 様
香川県土地家屋調査士会会長 様
公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人全日本不動産協会香川県本部本部長 様

香川県農政水産部長



第2種農地における太陽光発電設備設置を目的とした農地転用の取扱いについて

このことについて、これまで県では、第2種農地において法人等、土地所有者以外の第三者が権利を設定又は取得して太陽光発電設備の設置を行う農地転用については、農地転用許可基準による代替性の観点から許可相当と判断することは難しいとの考え方で取り扱ってききましたが、平成26年5月に施行された「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（以下「再エネ法」という。）」により農山漁村における再生可能エネルギー発電の促進に関する新たな仕組みができたことから、再エネ法の趣旨に鑑み、今後は、次のとおり取り扱うこととしますので、御承知ください。

記

- 1 第2種農地における太陽光発電設備設置を目的とした農地転用許可申請については、今後は、他の転用目的での許可申請と同様の代替性の審査を行う取扱いとします。
- 2 再エネ法の趣旨に鑑み、申請地が耕作放棄地（※）である場合については、土地の性状からみて農地以外の土地と同質のものとなせることから、代替性の検討を省略できるものとします。（4条申請における自己所有地の検討についても、同様の取扱いとします。）
- 3 本通知による取扱いは、平成27年4月1日以降に市町農業委員会が受け付ける農地転用許可申請について適用するものとします。

※ここでいう耕作放棄地とは、再エネ法第4条の規定により定められた「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本的な方針（平成26年5月16日農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号）」の第3 2(1)①イに規定する、(i)再生利用困難な荒廃農地及び(ii)再生利用可能な荒廃農地のうち、生産条件が不利で、相当期間耕作又は耕作に供されず、受け手が見込まれないため、今後耕作の見込みがない土地、をいうものとする。



香交規第59号

平成27年3月6日

香川県行政書士会
会長 松本 修 殿

香川県警察本部交通部
交通規制課長



謹啓 早春の候、貴台におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、警察行政各般にわたりまして、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月1日には、丸亀警察署と善通寺警察署が統合し、丸亀市新田町に「丸亀警察署」が移転し、新庁舎での運用を開始いたします。

また、これに伴い、善通寺市内の治安の拠点として、現在の（善通寺）「中央交番」を「善通寺交番」に名称変更のうえ、警部を所長とする幹部交番として運用を開始いたします。

善通寺交番として運用開始後も、県民の皆様方の利便性を極力損なわないよう、自動車保管場所証明等の一部の交通許認可業務については善通寺交番での取扱いを継続いたしますが、別添のパフレット及び資料に記載のとおり、一部取扱いについて変更等が生じることとなります。

このため、これらの変更内容につきまして、会員の皆様方にご周知のうえ、4月1日の丸亀警察署の移転及び善通寺交番の運用開始後におきましても、スムーズな代理申請が行われますようご高配をお願いいたします。

末筆ながら、貴台の益々のご発展と貴職のご健勝をお祈り申し上げます。

敬白



丸亀警察署と善通寺警察署の統合に伴う 交通許認可申請等の注意事項



平成 27 年 4 月 1 日に丸亀警察署と善通寺警察署が統合して新しい丸亀警察署が誕生！！
それに伴い現中央交番が善通寺交番となり、署統合後の善通寺市内の拠点となります。
4 月 1 日以降、善通寺警察署（善通寺交番）での交通関係申請手続き等下記
のような変更が生じますのでご注意ください。

自動車保管場所変更に関する注意点！

善通寺警察署においては、4 月 1 日の数日前から、証明書等の交付に通常より日数を頂く場合があります。
なお、4 月 1 日以降は、善通寺交番における証明証等の交付までに 2 日ほど余分に日数を頂くこととなります！
お急ぎの方は、お手数ですが、新しく開設される丸亀警察署へ申請してください。

道路使用許可に関する注意点！

4 月 1 日以降は、善通寺交番での道路使用許可申請はできなくなります！
お手数ですが、新しく開設される丸亀警察署での申請をお願いします。

制限外積載許可申請に関する注意点！

4 月 1 日の交番運用開始後は、善通寺市内出発で、長さ制限のみの制限外積載許可は申請できます。
ただし、○ 複数回の運搬行為にわたる ○ 道路管理者の許可を必要とする制限外積載許可申請と、
☆ 設備外積載許可申請 ☆ 荷台乗車許可申請
については丸亀警察署での申請となります。

- 身体障害者の駐車禁止除外指定者標章の交付申請
- 通行禁止道路通行許可申請
- 駐車許可申請

については、4 月 1 日以降も今まで同様に、善通寺交番で申請ができます。

お問合せは		
(4 月 1 日以前)		
香川県警察本部	交通規制課	087 - 833 - 0110
丸亀警察署		0877 - 22 - 0110
善通寺警察署		0877 - 62 - 0110

(4 月 1 日以降)		
香川県警察本部	交通規制課	087 - 833 - 0110
新丸亀警察署		0877 - 22 - 0110
善通寺交番		0877 - 62 - 0110

ご利用の皆様にはご不便をお掛けしますが、
ご理解とご協力の程
よろしくお願ひします。



26農政第81483号

平成27年4月23日

香川県行政書士会会長 様
香川県土地家屋調査士会会長 様
公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人全日本不動産協会香川県本部本部長 様

香川県農政水産部長



農地転用許可に係る審査基準の一部改正について

農地転用許可に係る審査基準（平成21年12月11日付け21農第41797号香川県農政水産部長通知）について、別添のとおり一部改正をしましたのでお知らせします。

なお、今回の一部改正の概要については、別紙「農地転用許可に係る審査基準の一部改正（平成27年4月改正）の概要」のとおりです。



26農政第84332号

平成27年4月23日

香川県行政書士会会長 様
香川県土地家屋調査士会会長 様
公益社団法人香川県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人全日本不動産協会香川県本部本部長 様

香川県農政水産部長



香川県農地関係事務処理要領の一部改正について

香川県農地関係事務処理要領（平成21年12月11日付け21農第41812号香川県農政水産部長通知）について、別添のとおり一部改正をしましたので、お知らせします。

なお、今回の一部改正の概要については、別紙「香川県農地関係事務処理要領の一部改正（平成27年4月改正）の概要」のとおりです。



高農委第36号

平成27年6月1日

香川県高松市林町 2217-15
香川産業頭脳化センター4階407号
香川県行政書士会 御中

高松市農業委員会
会長 三笠 輝彦



農地法関係申請書等の提出締切日の変更及び法定添付書類の期限内提出について
(お知らせ及びお願い)

時下ますます御清祥のことと、お慶び申し上げます。

日ごろは、本市農業委員会業務に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本市農業委員会への農地法関係申請書等の提出締切日につきましては、例月20日(休日、祝日の場合は翌日)としておりますが、本年9月は19日から23日まで休日、祝日が連続することから、その後の事務処理の円滑化を図るため、締切日を下記のとおり繰上げ変更します。(ホームページ掲載済み。)

また、最近、申請書の法定添付書類(土地謄本、資金証明等)を締切り後に提出、修正することが常態化しており、地区部会における現地調査や会議議案と、その後の農地部会の議案の内容が相違(直前で申請取下げ)し、業務に支障が生じていますほか、期限を厳守し、確実に書類を整えてから提出されている行政書士等から不公平感の指摘もありますことから、法定添付書類については、期限を厳守の上、提出をお願いします。

以上のことについて、会員の皆様に御周知くださいますよう、お願いします。

記

平成27年9月の農地法関係申請書等の提出締切日 9月18日(金)



担当
高松市農業委員会農政課農地係
電話 087-839-2662

日行連よりの業務資料

- 26.12.17【日行連発第1041号】平成26年度臨時総会議事録の送付について
- 26.12.19【日行連発第1043号】臨時総会質問書及び各種名簿等の送付について
- 26.12.26【日行連発第1068号】特定行政書士法定研修に係る概要案及び単位会依頼事項等について
- 26.12.26【日行連発第1071号】平成26年度ADR調停人講師養成研修及び総括研修について
- 27. 1. 6【日行連発第1079号】法務大臣の認証を申請した単位会に対する助成措置について
- 27. 1. 7【日行連発第1097号】日本行政書士会連合会会則の一部変更に係る総務大臣認可について
- 27. 1. 7【日行連発第1101号】土地家屋調査士による農地転用届出等の行政書士法違反行為に係る対応について
- 27. 1. 7【日行連発第1103号】戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の購入冊数報告について（依頼）
- 27. 1. 9【日行連発第1120号】第二業務部 権利義務事実証明に関する文例集【第1版】について（お知らせ）
- 27. 1.13【日行連発第1125号】平成26年度研修事業の経過と留意点について
- 27. 1.15【日行連発第1129号】「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る参考事例集（平成26年12月改訂版）について（周知依頼）
- 27. 1.26【日行連発第1187号】行政書士法改正に伴う関係規則の一部改正について
- 27. 1.26【日行連発第1188号】事業、財務及び懲戒処分等の情報の公表に関する規則の一部改正について
- 27. 1.30【日行連発第1209号】平成26年度ADR調停人講師養成研修（大阪）の開催について
- 27. 1.30【日行連発第1225号】平成26年度ADR調停人講師養成研修（総括研修）の開催について
- 27. 1.30【日行連発第1202号】「成年後見制度にかかるシンポジウム『成年後見制度における行政書士の役割』」への出席者のご推薦について
- 27. 2. 2【日行連発第1241号】一般財団法人行政書士試験研究センターの収支構造の中期改善計画への協力について（お願い）
- 27. 2. 4【日行連発第1247号】単位会長処分等の報告様式データの提供について
- 27. 2. 4【日行連発第1248号】平成28年新年賀詞交歓会の開催日程について（お知らせ）
- 27. 2. 9【日行連発第1263号】行政書士記念日に関するテレビ放映について
- 27. 2. 9【日行連発第1271号】平成27年度総務大臣表彰受賞候補者の推薦について
- 27. 2.10【日行連発第1278号】適正な価格による工事発注について
- 27. 2.13【日行連発第1299号】社労業務経過措置に係る所属該当会員の指導について（お願い）
- 27. 2.13【日行連発第1302号】特定行政書士法定研修に係るプログラムの確定について
- 27. 2.13（日行連）【お知らせ】成年後見制度にかかるシンポジウムについて

- 27. 2.16 【日行連発第1304号】 日行連自動車O S Sシステムの小規模運用の実施延長について
- 27. 2.19 【日行連発第1326号】 東日本大震災に関する震災義援金の募集の終了について
- 27. 2.19 【日行連発第1330号】 (特定行政書士) 単位会対応事務マニュアルについて
- 27. 2.20 【日行連発第1332号】 平成27年度申請取次関係研修会の開催予定について
- 27. 2.23 【日行連発第1338号】 著作権教育DVDの送付について
- 27. 2.23 【日行連発第1342号】 平成26年度末における登録申請書等の取扱い及び手数料納付期日について
- 27. 2.23 【日行連発第1343号】 平成27年度登録関係処理日程について
- 27. 2.24 【日行連発第1347号】 成年後見制度に関するリーフレットの配布について
- 27. 2.25 【日行連発第1351号】 改訂版「法人の手引き」及び「法人の事務処理要領」製本版の送付について
- 27. 2.27 【日行連発第1354号】 登録事務処理に関する留意事項について (お願い)
- 27. 3. 4 【日行連発第1377号】 自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて (お願い)
- 27. 3. 4 【日行連発第1378号】 「自動車登録業務等実施要領の制定について」の一部改正について
- 27. 3. 6 【日行連発第1385号】 「改正入管法研修会」の開催について
- 27. 3. 6 【日行連発第1386号】 マイナンバー (社会保障・税番号) 制度の周知・広報への協力依頼について
- 27. 3. 6 【日行連発第1388号】 職務上請求書の平成27年度頒布における頒布価格等について
- 27. 3.10 【日行連発第1422号】 「申請取次届出済者」データの提出等について (お願い)
- 27. 3.11 【日行連発第1424号】 平成26年度司法研修の助成金の支給について
- 27. 3.12 【日行連発第1406号】 「行政書士法改正履歴表」の送付について
- 27. 3.12 【日行連発第1432号】 種苗法施行規則の一部を改正する省令及び平成20年農林水産省告示第534号 (種苗法第2条第7項の規定に基づく重要な形質を定める件) の一部を改正する告示の施行について
- 27. 3.12 【日行連発第1433号】 中小企業庁による平成26年度補正予算に係る専門家派遣事業 (補助金申請サポート事業) の開始及び派遣専門家の登録申請について (周知依頼)
- 27. 3.12 【日行連発第1435号】 認証取得済み単位会に対するPR助成措置について
- 27. 3.12 【日行連発第1437号】 外国語パンフレットの日行連ホームページへの掲載について (ご連絡)
- 27. 3.18 (日行連) H26_著作権相談員カード再発行の有無について
- 27. 3.20 【日行連発第1458号】 理事会議事録の送付について
- 27. 3.26 【日行連発第1480号】 建設業許可事務の運用の変更について
- 27. 3.27 【日行連発第1484号】 日本行政書士会連合会事務局の体制について
- 27. 3.30 【日行連発第1469号】 「行政書士関係法令先例総覧CD-ROM」の送付について

- 27. 3.31 【日行連発第1500号】直轄道路の地方への移管について～約208kmを地方へ移管～
- 27. 4. 1 【日行連発第2号】本会ホームページにおける職務上請求書の盗難・紛失等の公表にかかる検索機能の追加について
- 27. 4. 1 【日行連発第3号】ADR取扱件数等に関するアンケートについて（協力依頼）
- 27. 4. 8 【日行連発第17号】平成27年度日本行政書士会連合会定時総会代議員数算出表について
- 27. 4. 9 【日行連発第19号】第65回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～に対する協力について（依頼）
- 27. 4.14 【日行連発第30号】特定行政書士法定研修等に係る諸連絡について
- 27. 4.17 【日行連発第36号】各単位会の平成27年度定時総会の開催日程等について
- 27. 4.30 【日行連発第73号】特定行政書士法定研修の実施に関するPR強化のお願い
- 27. 4.30 【日行連発第76号】特定行政書士法定研修対応事務マニュアル（講義実施編）について
- 27. 4.30 【日行連発第77号】平成27年春の黄綬褒章受章者のお知らせ
- 27. 5. 1 【日行連発第103号】理事会の議事結果について
- 27. 5. 7 【日行連発第106号】平成27年度日本行政書士会連合会定時総会の開催について
- 27. 5. 8 【日行連発第114号】理事候補者の推薦方について（依頼）
- 27. 5. 8 【日行連発第119号】平成27年度単位会総会等において新たに選任された単位会長の報告について
- 27. 5. 8 【日行連発第122号】行政書士登録事務取扱規則様式の一部改正について
- 27. 5.11 【日行連発第135号】特定行政書士法定研修の受講に係るアナウンスについて（お願い）
- 27. 5.13 【日行連発第137号】管理者権限による「主な取扱い業務」欄の「社会保険・労働保険」チェック削除処理に関する対応について
- 27. 5.14 【日行連発第140号】「森林の土地の所有者届出制度」の周知依頼について
- 27. 5.14 【日行連発第144号】独立行政法人国民生活センターからの「行政書士の消費者トラブル」に関する要望を受けての貴会会員への指導方について
- 27. 5.15 【日行連発第156号】適正な広告表示について
- 27. 5.20 【日行連発第158号】平成27年度日行連定時総会議案資料の送付について
- 27. 5.20 【日行連発第174号】H27年度上期資格審査会の開催について
- 27. 5.20 【日行連発第179号】定期借家リーフレット「住まいの選択肢が広がる 定期借家制度」の周知について
- 27. 5.21 【日行連選管発第3号】日本行政書士会連合会会長選挙の告示について
- 27. 5.27 【日行連発第198号】自動車保有関係手続きのワンストップサービス申請に係る「まとめ払い」・「一括利用」・「ダイレクト方式電子納付」の新規利用及び更新を希望する会員の取りまとめについて（お願い）
- 27. 5.28 【日行連発第202号】厚生労働省からの「平成27年度臨時福祉給付金」の周知依頼について（お願い）

- 27. 6. 3【日行連発第209号】平成27年度定時総会に伴う議事運営委員会の委嘱と委員会の開催（通知）
- 27. 6. 4【日行連発第215号】電子政府推進員候補者の推薦について（お願い）
- 27. 6. 4【日行連発第224号】平成27年度単位会総会等において新たに選任された単位会長について（結果報告）
- 27. 6.16【日行連発第238号】平成27年度行政書士制度PRポスターの作成・配付について
- 27. 6.25【日行連発第251号】第65回“社会を明るくする運動”ポスターの送付について
- 27. 6.25【日行連発第256号】平成27年度定時総会の議事結果について
- 27. 6.29【日行連発第260号】顕彰関係基礎資料のデータ更新について



会 員 異 動

◎変更

会員番号	氏名	郵便番号	事務所所在地 及び事務所の名称	電話番号	受理年月日	支部
940	佐々木裕健	761-0701	木田郡三木町大字池戸3366番地1 ひろたけ行政書士法務事務所	090-2825-8375	平成27年 1月15日	東讃
685	徳弘 勝彦	761-8044	高松市円座町1573番地3 A-102	087-814-6064	平成27年 1月29日	高松
548	篠浦 利明	763-0065	丸亀市塩屋町五丁目4番3ダイアレス丸亀112号	0877-22-9524	平成27年 3月10日	中讃
970	國重 和大		行政書士事務所アチーブ	087-813-1425	平成27年 3月17日	高松
754	谷澤 幸則	760-0017	高松市番町三丁目11番12号	087-813-0713	平成27年 4月6日	高松
961	愛染美智子	761-0101	高松市春日町1539番地3春日第二ビル1階	087-813-7527	平成27年 4月21日	高松
804	大須賀裕幸	763-0063	丸亀市新浜町1丁目10-5	090-7144-8497	平成27年 5月8日	中讃
312	石川 秀幸		高松市鬼無町佐藤11-6		平成27年 5月29日	高松
913	中條(谷川)悦夫		中條悦夫行政書士事務所		平成27年 6月8日	高松
926	鈴木めぐみ	761-8071	高松市伏石町2089番地4-103号		平成27年 6月29日	高松

◎廃業

受理日	氏名	支部	備考	抹消日
27. 1. 5	河合 義夫	高松	廃業	平成27年 1月31日
27. 2.24	植松 秀昭	高松	廃業	平成27年 2月28日
27. 3.11	久住 恭平	中讃	廃業	平成27年 3月31日
27. 3.20	岩本 眞治	高松	廃業	平成27年 3月25日
27. 3.30	三野 壱康	中讃	廃業	平成27年 3月31日
27. 3.30	白山 實	東讃	廃業	平成27年 3月31日
27. 4. 2	三好 和則	高松	死亡	平成27年 1月14日
27. 4. 7	武智 徳明	高松	廃業	平成27年 4月14日
27. 4. 8	三好 健一郎	高松	廃業	平成27年 4月14日
27. 4.30	岡 武	高松	死亡	平成27年 4月 6日
27. 6.19	上谷 森康	高松	廃業	平成27年 6月30日
27. 6.22	中嶋 英文	中讃	廃業	平成27年 6月24日
手続中	前川 良一	西讃	死亡	平成27年 7月 4日

新入会員及び転入会員の紹介

◎新入会員

	<p>(氏名) 瀧端 延隆 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年3月1日 (事務所所在地) 高松市天神前10番5号 高松セントラルスカイビルディング7F 四国行政書士事務所 (電話番号) 087-802-1459</p>	<p>皆様はじめまして。司法書士を兼務し、不動産売買、相続、遺言、商業登記などを主にしています。 年齢は今年32歳、趣味はサッカーで社会人3部のチームに所属しています。チームメイト募集中ですので興味のある方は是非ともご連絡ください。 若輩者ですがご指導何卒宜しくお願いいたします。</p>
	<p>(氏名) 大西 洋一郎 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年3月15日 (事務所所在地) 高松市国分寺町福家甲1258番地19号 大西行政書士事務所 (電話番号) 087-870-6657</p>	<p>団塊の世代に、何かお役に立てることがあれば幸いです。宜しくお願いします。近年、特色のある離島(南・北大東島、利尻、礼文島)を訪ねています。次は、最南端、最西端の島で検討中。</p>
	<p>(氏名) 佐々木 和正 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年3月15日 (事務所所在地) 高松市三条町278番地12 行政書士佐々木和正事務所 (電話番号) 087-867-0088</p>	<p>依頼者様と行政との和を正しく繋ぎ、依頼者様の夢や想いを最大限に行政へ届けることが出来るような行政書士を目指しております。よろしく願い致します。</p>
	<p>(氏名) 仙頭 志朗 (支部) 中讃支部 (入会年月日) 平成27年4月15日 (事務所所在地) 善通寺市上吉田町三丁目4番5号 仙頭行政書士事務所 (電話番号) 0877-62-2886</p>	<p>野球・日本拳法等、体を動かすことが好きです。業務にあたっては、「分かりやすく丁寧に」をモットーに精進致します。御指導の程、宜しくお願い致します。</p>
	<p>(氏名) 森 憲一 (支部) 中讃支部 (入会年月日) 平成27年4月15日 (事務所所在地) 丸亀市垂水町1779番地49 行政書士もり法務事務所 (電話番号) 0877-28-2038</p>	<p>地域の皆様にお役に立てるよう、頑張りたいと思います。 趣味はテニス、パソコン。特技は少林寺拳法初段、国内A級ライセンス。</p>
	<p>(氏名) 大橋 伸隆 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年4月15日 (事務所所在地) 高松市松島町三丁目27番8号 行政書士法人藤井宗晴事務所 (電話番号) 087-862-3626</p>	<p>初めまして、新入会ささせて頂きました大橋と申します。日々努力し主に建設業、産業廃棄物業業務でお客様のお役に立てるよう頑張っております。よろしく願い致します。</p>

	<p>(氏名) 末澤 克敏 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年5月1日 (事務所所在地) 高松市前田東町842番地12 行政書士末澤事務所 (電話番号) 087-880-1515</p>	<p>勤めていた会社を定年退職し開業しました。 1日でも早く行政書士として一人前になれるよう精進する所存です。 よろしくお願ひします。</p>
	<p>(氏名) 吉田 一志 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年5月1日 (事務所所在地) 高松市円座町507番地1 吉田行政書士事務所 (電話番号) 090-5910-6011</p>	<p>新1年生としてどこまでやれるか、さらに勉強を深め、いい仕事がしたいです。</p>
	<p>(氏名) 赤木 真二 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年5月1日 (事務所所在地) 高松市高松町873番地26 行政書士赤木事務所 (電話番号) 087-844-3874</p>	<p>社会に貢献できるよう頑張りたいと思います。高齢者福祉に従事しています。 登山、釣りが好きです。今後とも宜しくお願ひ致します。</p>
	<p>(氏名) 石川 久美子 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年5月1日 (事務所所在地) 高松市松縄町1075番地31 石川久美子行政書士事務所 (電話番号) 087-816-2100</p>	<p>平成27年5月に入会させていただきました石川と申します。 社会保険労務士とファイナンシャル・プランナーもやっています。 この経験をいかして、顧客に満足いただけるように努力していきたいと思っています。 よろしくお願ひいたします。</p>
	<p>(氏名) 藤田 純平 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年6月15日 (事務所所在地) 高松市磨屋町5番地9 プラタ59ビル6階 行政書士ふじた事務所 (電話番号) 087-802-3838</p>	<p>初めまして、藤田と申します。相続、農地法を中心に取り組んでいきたいと考えています。 趣味はギターですが、ここ数年ずっと触っていないのでそろそろ復活したいと思います。 よろしくお願ひ致します。</p>
	<p>(氏名) 西村 公作 (支部) 高松支部 (入会年月日) 平成27年7月1日 (事務所所在地) 高松市瓦町2丁目2番地25 西村行政書士事務所 (電話番号) 087-831-7010</p>	<p>右も左も分からない若輩者ですが、人当たりの良さを武器に長く続けていきたいと思っています。 よろしくお願ひいたします。</p>

香川県行政書士会会務日誌

年月日	曜	用 務 名 等		開 催 用 務 地
H27.4.13	月		平成26年度 会計監査	本会事務局
H27.4.14	火	第1回	選挙管理委員会 会長選挙 告示日	本会事務局
H27.4.16	木	第1回	理事会	香川産業頭脳化センター 1階第1会議室
H27.4.25	土	東讃支部	支部総会	大川オアシス
H27.4.27	月	第2回	選挙管理委員会 選挙周知会	香川産業頭脳化センター 3階第3会議室
H27.4.28	火	第1回	新入会員登録証交付	本会事務局
H27.4.30	木		山口県行政書士会 ADR 認証取得報告会	ユウベルホテル松政
H27.5.7	木		会長立候補者受付	本会事務局
H27.5.8	金	西讃支部	支部総会	琴弾荘
H27.5.9	土	中讃支部 高松支部	支部総会 支部総会	ホテルサンルート瀬戸大橋 マリンパレスさぬき
H27.5.11	月		総会案内状 発送 会長選挙広報 発送	
H27.5.12	火	第1回	行政書士ADRセンター香川 運営委員会 ADR 認証記念式典	J R クレメント高松 J R クレメント高松
H27.5.15	金	外部団体	香川県司法書士会定時総会	リーガホテルゼスト高松
H27.5.18	月		定時総会議事運営打合せ	香川産業頭脳化センター 1階第1会議室
H27.5.20	水	第2回	新入会員登録証交付	本会事務局
H27.5.22	金	外部団体	香川県土地家屋調査士会定時総会	オークラホテル高松
H27.5.23	土	第3回 第2回	選挙管理委員会 理事会 香川県行政書士会定時総会	高松国際ホテル 高松国際ホテル 高松国際ホテル
H27.5.27	水	第1回	正副会長会	本会事務局
H27.6.2	火		香川県訪問(総会お礼、新役員等挨拶)	香川県庁 総務学事課
H27.6.9	火	外部団体	香川県社会保険労務士会 通常総会	ホテルクレメント高松
H27.6.10	水	第1回 第1回	正副会長引継ぎ 正副会長・部長会 申請取次行政書士管理委員会	本会事務局 香川産業頭脳化センター 1階第1会議室 本会事務局
H27.6.15	月	外部団体	四国税理士会香川県支部連合会 第35回定期総	リーガホテルゼスト高松
H27.6.18	木	日行連	日行連 定時総会	東京
H27.6.19	金	日行連	日行連 定時総会	東京
H27.6.22	月	第3回 第1回	理事会 部会	マリンパレスさぬき マリンパレスさぬき
H27.6.25	木	第3回	新入会員登録証交付	本会事務局
H27.6.30	火	第2回	業務研修部会	本会事務局
H27.7.2	木	第2回	行政書士ADRセンター香川	本会事務局
H27.7.5	日		かがわ相続フォーラム	サンポートホール高松第2小ホール
H27.7.6	月	第2回	企画開発部会	本会事務局
H27.7.9	木	第2回	広報部会	本会事務局
H27.7.10	金	第2回	行政書士試験試験場責任者説明会 申請取次行政書士管理委員会	全国町村議員会館2階会議室 本会事務局
H27.7.11	土	第1回	特定行政書士法定研修	香川産業頭脳化センター 一般研修室2F
H27.7.13	月	第4回	新入会員登録証交付	本会事務局
H27.7.14	火	第2回	監察部会	本会事務局
H27.7.26	日	第2回	特定行政書士法定研修	香川産業頭脳化センター 一般研修室2F
H27.7.31	金		日本行政書士連合会四国地方協議会定時総会	高知商工会館

香川県行政書士
政治連盟だより

会長あいさつ



香川県行政書士政治連盟
会長 石川秀幸

盛夏の候会員の皆様におかれましては、ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、5月23日の定期大会において会長に選任されました。重責に耐えられるか心配ですが精一杯頑張っ参る所存です。何卒ご指導ご協力の程よろしくお願い申し上げます。先の岩城会長に教を乞いながら一生懸命努めさせていただきます。

香川県行政書士政治連盟の平成27年度運動方針にも示された通り、香川県行政書士会と連携して行政書士の社会的、経済的地位の向上を目指し、制度の充実、発展と行政書士の権益の擁護を図り、行政の円滑な推進に寄与するとともに、国民の福祉に貢献するために必要な政治活動を行うことを基本方針とし、同士の融和と結束の強化を図るために源泉である会費の納入体制の確立を行います。活動を行うには全て原資が必要です。

本年は統一地方選もあり政治連盟の推薦議員がほぼ当選をし、皆様本当にお世話になりました。又、昨年年第186回国会において行政不服申立て手続きの代理権が付与される法改正が成立し、一定の資格を得た行政書士には法の付託に応え国民各位の利便と期待に添えるよう研鑽しなければなりません。法改正になれば全員等しくその恩恵を受けるのはお分かりと思います。何卒諸事情ご賢察の上今後とも香川県行政書士政治連盟をご支持いただきますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、益々暑さが厳しくなりますからどうかお体に気を付けて業務に頑張っ下さい。

平成 27 年度 香川県行政書士政治連盟 定期大会議事録

日 時 : 平成27年5月23日(土) 午後0時40分～午後1時10分
場 所 : 高松市木太町2191-1 高松国際ホテル 本館2階 讃岐の間
司 会 : 渡辺 勝芳 副会長
会員総数 : 207名
出席会員数 : 134名(委任状出席77名含む) 現出席57名

1. 開会のことば

山田總子副会長より、平成27年度香川県行政書士政治連盟定期大会の開催が宣言された。

2. 会長あいさつ 岩城 隆文 会長
3. 本会会長祝辞 松本 修 本会会長
4. 議長団選出

司会者より、議長団の選出方法について、議場に諮ったところ、「司会者一任」との発言があった。司会者は改めて司会者一任で良いか議場に確認したところ、異議なく承認されたので、議長に池添治会員(高松支部)、副議長に中山敬訓会員(高松支部)を指名し、選任された。議長、副議長の就任あいさつの後、議長は規約第15条により構成員定足数の3分の1以上の出席があることを認め、本大会が有効に成立したことを宣言した。

5. 記録者及び議事録署名人の指名

議長より、記録者及び議事録署名人について議場に諮ったところ、「議長一任」との発言があり、議長が指名することの承認を得たので、次の者を指名した。

議事録署名人 : 福井あつみ(高松支部) 横関賢二(中讃支部)

記 録 者 : 森元真由美(中讃支部)

6. 議事

第1号議案 平成26年度活動報告及び収支決算報告

議長は、第1号議案を上程し執行部に説明を求めた。

平成26年度活動報告については、岩城隆文会長が説明をし、収支決算報告書については石川秀幸幹事長が説明をした。

引き続き監査報告を石丸寛監事が報告した。

議長は第1号議案について質疑を求めたところ、質疑は確認されなかったので、第1号議案の承認について議場に諮ったところ、賛成多数で可決承認された。

第2号議案 平成27年度運動方針(案)及び第3号議案 平成27年度収支予算(案)

議長は、第2号議案と第3号議案は関連性があるため一括上程とすることを提案し、議場の承認を得たので一括上程し、執行部の説明を求めた。

岩城隆文会長より、平成27年度運動方針(案)の説明があった。

引き続き石川秀幸幹事長より、平成27年度収支予算(案)の説明があった。

議長は、第2号議案及び第3号議案について、質疑を求めたところ、質疑は確認されなかったため、第2号議案及び第3号議案の承認について議場に諮ったところ、何れも賛成多数で可決承認された。

第4号議案 任期満了による役員選任の件

議長は、第4号議案を上程し執行部に説明を求めた。

岩城隆文会長より、規約第6条、第7条及び第9条の規定に基づく提案理由の説明後、議長が役員を選任方法を議場に諮ったところ「執行部一任」との発言があり、議長は執行部に役員候補者の報告を求めた。

岩城隆文会長より、新役員を下記のとおりとしたい旨提案があった。

会 長 石川秀幸
副会長 横関賢二 渡辺勝芳
幹事長 平尾政嗣
副幹事長 岩城隆文
幹 事 高城尚子 村上信道 大山真哉
橋本博之 森元真由美 藪内哲也
松井初美 奈良恵子 熊野 実
高須賀浩介 谷本照義 土谷幸代
監 事 石丸 寛 宮川 譲

議長は第4号議案の承認について議場に諮ったところ、異議なく満場一致で可決承認された。

7. 議長団退任

議案の全部が終了したので、議長団は、午後1時10分退任した。

8. 閉会のことば

渡辺勝芳副会長より閉会の辞が述べられ、平成27年度香川県行政書士政治連盟定期大会を閉会した。

上記議決を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び議事録署名人は下記に署名押印する。

平成27年5月23日

香川県行政書士会政治連盟 定期大会

議 長	池添 治	㊟
副 議 長	中山 敬訓	㊟
議事録署名人	横関 賢二	㊟
議事録署名人	福井あつみ	㊟



(定期大会風景)



(定期大会風景)



(開会の辞 山田聡子副会長)



(岩城会長 挨拶)



(松本会長 祝辞)



(池添議長、中山副議長選出)

入局ごあいさつ



事務局

佐々木 実

本年3月四十年余り勤務した香川県庁を退職し、4月より坂口さんの後任として入局致しました。県の行政に長年携わって参りましたが、会員の皆様の働きぶりを拝見し、己の未熟さを日々痛感しております。

まだまだ分からないことばかりで、会員の皆様にお手を煩わすことも多いかと存じますが、粉骨碎身、誠心誠意努力致しますので、何卒一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



○会費自動引落制度の加入のお願い

まことに恐縮ですが、まだ加入されておられない方は、ご加入の申込をしていただきますようお願い申し上げます。

事務局へお電話をいただければ、申込書をお送り致します。

香川県行政書士会事務局 TEL 087-866-1121

《経理部》

○会員異動の掲載について

会員の異動（変更・廃業）については、定期的に会報に掲載するとともに最新情報は日本行政書士会ホームページに随時掲載しておりますので、ご確認ください。

○夏季休暇のお知らせ

まことに勝手ながら、夏季休暇のため下記日程は閉局させていただきます。

ご不便をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

閉局期間 8月12日（水）～8月14日（金）

《総務部》

○官庁へ申請等の手続きを行う時は、必ず資格者証を提示して下さい。

《監察部》

○申請取次行政書士管理委員会開催予定日

27年 8月10日（月） 28年 1月12日（火）

9月10日（木） 2月10日（水）

10月 9日（金） 3月10日（木）

11月10日（火）

12月10日（木）

《申請取次行政書士管理委員会》

【総務部からのお知らせ】 **職務上請求書の記載について**

職務上請求書の購入時（初回を除く）には、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」等に基づき、その使用状況を確認することとなっています。使用状況によっては、詳しい確認や別途書類の提出をお願いすることがありますので、ご協力ください。特に次の点にご留意ください。

- 事務局での購入時には、会員本人確認のため「行政書士証票」または「香川県行政書士会会員証」を提示してください。また、「職印」をご持参ください。
- 郵送にて購入をご希望の会員は購入申込書、誓約書及び使用済み職務上請求書（前回の控え）を簡易書留等記録に残る方法でお送りください。使用済み職務上請求書は使用目的・提出先等の確認後返却します。
- 職務上請求書は、行政書士業務に必要な戸籍謄本・住民票写等の請求にのみ使用できます。（業務を行わないのに職務上請求書を使用して、戸籍謄本・住民票写等を取得することはできません。）
- 請求者欄、補助者欄等の記入にゴム印等を使用する場合「控え」にも必ず押印してください。
- 登録番号欄には、行政書士証票に記載されている8桁の登録番号を記載してください。
- 補助者は、本会に届出済みの補助者に限り、行政書士の指導監督下において、使者として役所への請求ができます。
- 他士業兼業者でも、他士業業務に行政書士職務上請求書を使用することはできません。

職務上請求書の使用に際しては「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則」「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書記入要領」「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱いに関するガイドライン」を本会ホームページ・会員ページに掲載していますので、ご確認ください。

会員ページ→業務資料→(2014/7/30：総務部発出「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書取扱いに関するガイドライン」) <http://www.k-gyosei.net/top/login>

表紙写真説明

香川県庁の21階の展望室から見た風景です。手前には緑に覆われた中央公園、奥には屋島があります。展望室は開庁日の午前8時30分から17時までです。時間があればぜひ行ってみてください。

哀 悼

三好和則様 岡 武様 前川良一様
謹んでご冥福をお祈りいたします。

編集後記

広報部が新メンバーになって初めての行政書士かがわです。広報部員が全員入れ替わって会報誌の発行が初めての者ばかりですので、不慣れな点がありましてもご容赦ください。

さて私は広報部長と西讃支部長を兼ねているため、この編集後記と合わせて3つの原稿を書いております。短い文章ばかりではありますが、1つでもなかなか書けないの3つも重なってしまい四苦八苦しなから文章をひねりだしております。

他の原稿を書かれている方も皆様それぞれご苦労して作成されていることと思いますので、会員の皆様も隅々まで目を通していただければと思っております。

それでは2年間よろしく願いいたします。

(広報部 福岡 淳)

おまかせください
あなたの毎日を
しっかりサポート

● 行政書士賠償責任補償制度

お客様との信頼関係の維持の為に
お客様からの賠償請求にそなえる保険。

● 行政書士新団体医療補償制度

御自身のお体を守るために、医療・がん保険。
病気、ケガによってお仕事が出来なくなった時の所得補償保険。

● 成年後見賠償責任補償制度

成年後見業務を行う際、加入する保険

● 確定拠出年金・個人型

公的年金のプラスアルファとして

行政書士の皆さまの毎日を
しっかりとサポートする
ために、業務や生活に必
要な保険から、専門書籍、
ITサポートなどの豊富な
メニューをご用意。
行政書士の皆さまにとって
なくてはならないサービ
スをこれからもご提供いた
します。

全行団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-28 虎ノ門タワーズオフィス10階
Tel.03-6450-1622 Fax.03-6450-1623

有限会社全行団は、日本行政書士会連合会及び
地方協議会から出資を受けた行政書士の福利
厚生、事務所運営を目的とした営利法人です。



詳しくはホームページ <http://www.zengyodan.co.jp/> をご覧ください。

行政書士 かがわ

- 発行日 平成27年7月29日
- 発行 香川県行政書士会 会長 岩城隆文
〒761-0301 高松市林町2217番地15
香川産業頭脳化センター 4階407号
TEL(087)866-1121 FAX(087)866-1018
- 編集 入江宏幸・福岡 淳・石村智彦・松井初美
- 印刷 株式会社タムラ印刷
〒761-8058 香川県高松市勅使町658
TEL(087)866-4321 FAX(087)865-6182